

経済建設委員会会議録

令和8年5月19日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 16：30

【 案 件 】

1. 経済政策について

【 報告事項 】

1. 専用場外発売所の開設について
2. 筑穂支所正面駐車場における車両損傷事故について
3. 市道上における車両損傷事故について
4. 工事請負変更契約について
5. 飯塚駅周辺整備事業計画期間の変更について
6. 工事請負変更契約について
7. 工事請負変更契約について
8. 工事請負契約について
9. 飯塚市立病院の現状について
10. 工事請負変更契約について
11. 工事請負変更契約について
12. 工事請負契約について
13. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「経済政策について」を議題といたします。「起業支援の取組について」、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

「起業支援の取組について」、行政視察先の一つであります広島県呉市で実施されております「起業家支援プロジェクト」に関連して、事前に本市の取組を提出いたしました資料に基づき説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。スタートアップ・ベンチャー支援の取組に関しまして、市内の大学生や企業へのサポートとして実施しておりますメニューにつきまして、起業前、起業時、起業後の各段階における支援事業に分類して、表にまとめたものでございます。

なお、「ベンチャー」とは、新しい事業に挑戦し、高い成長を目指す企業全般のことであり、スタートアップとは、ベンチャーの一部であります。新しい技術やビジネスモデルを武器に、短期間で急成長を目指す企業のことです。

事業概要につきましては記載のとおりでございますが、各個別事業の詳細につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。また、市外企業へのアプローチとしましては、これまでもサテライトオフィス、本社や主要拠点とは別の場所に設置される小規模なオフィスのことですが、その誘致に取り組んでおり、地元大学生を活用した新事業開発等も行われているところでございます。研究開発支援や販路開拓支援等の各種施策を通じて、市内企業の成長促進、市外企業の誘致につなげ、地域の競争力を高める取り組みを進めております。

2ページをお願いいたします。「大学生起業家育成事業費補助金」に関しまして、市内大学に在籍する学生、または市内に住所を有する大学生等を対象として、学生の感性や創造力を活かしたアイデアの事業化、または起業・創業を目指す取組に対し補助金を交付するものでござ

います。補助金額は1件あたり10万円以内で、飯塚市内で起業・創業する場合の開業費として上限10万円を加算すると、最大20万円の補助金提供が可能となります。なお、昨年度は本補助金を活用した2件の事例のうち、九工大発の学生スタートアップ企業が設立されるなど、実際に起業につながった事例も出てきております。

3ページをお願いいたします。「スマートアプリコンテスト」に関しまして、IT技術者を志す学生等の技術力及び提案力の向上を図るとともに、アプリ開発を行うエンジニア、IT企業と学生との交流の場を創出することで、飯塚の魅力向上を推進、「IT技術者が集まる飯塚」の環境づくりを行うことを目的として、平成24年度より、前身の「スマートフォンアプリコンテスト」として事業開始いたしました。全国規模のアプリ開発イベントとしてだけでなく、令和6年度からは市内の小・中学生を対象とした部門を設けるなど、適宜、事業内容を見直しながら継続的に実施しております。これまでのコンテストでは、参加者が得た経験を元にベンチャー企業を設立した例もあり、地域経済の発展に寄与する事業となっております。

4ページをお願いいたします。「e-ZUKA Y-LAB（ワイラボ）」に関しまして、地域の学生や起業家、若手経営者が自由に交流できるコミュニティとして、令和6年度まで飯塚市主催で実施していた取組のノウハウを青年会議所へ提供し、令和7年度に青年会議所主催で実施した事業を引き継ぐ形で、若手経営者による実行委員会が主体となり、今年度より運営している事業でございます。参加者同士がアイデアを交換し、ビジネスに関する相談やアドバイスを受けることが可能で、本イベントは、起業を目指す若者たちが実際のビジネス環境に触れる機会を提供し、次世代の起業家としてのスキルを磨き、実際に行動に移すためのサポートをする場となっております。なお、議題や場所を変えて、今年度は8回程度実施する予定です。

5ページをお願いいたします。産業支援機関とインキュベーション施設に関しまして、飯塚市内には、地域の産業を支援するための産業支援機関やインキュベーション施設が多く設置されております。インキュベーション施設とは、起業を目指す人や創業間もない企業を支援するための拠点のことですが、これらの施設では、学生等による起業や地域企業が事業拡大や新分野進出に当たって、低コストでのオフィス提供のほか、公的技術支援機関の紹介や補助金獲得サポートなど、必要な支援を受けることも可能であり、企業の成長を支援するための環境が整備されております。理工系大学の存在とともに、これら関連施設が集積する地の利を生かした連携事業に取り組むことで、今後も地域企業の成長を後押しする、地域経済を活性化させる、重要な役割を担っていただきたいと考えております。

最後に、6ページをお願いいたします。「飯塚市中小企業成長支援補助金」に関しまして、従来の「新技術・新製品開発補助金」と「販路開拓支援補助金」を事業内容は変えることなく統合し、今年度新設した補助制度でございます。本補助金は、研究開発や販路開拓に取り組む中小企業を支援することを目的としており、両補助金の申請件数・内容に応じた柔軟な予算配分が可能となりました。これにより、より多くの中小企業が利用しやすくなり、地域企業及び地域産業の成長を促進する役割を果たすことにつながっていると考えております。

なお、追加で補足資料について提出させていただきましたが、これは、ただ今ご説明しました起業支援の取組に係る各種事業の実施状況等を一覧表にまとめたものですので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「起業支援の取組について」、提出資料の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「経済政策について」調査するに当たり、中東情勢の地域経済、中小企業への影響と支援について、どういう状況になっているか、どう考えているか、最初に市長の見解をお尋ねします。

○商工観光課長

中東情勢に関しましては、国、県からの、特に県からの通知がございます。令和8年3月の福岡県発出文書「中東情勢の緊迫化に関する原油確保等の影響を受ける中小企業者への対応について」において、事業者から融資相談等がありましたら、県制度融資を活用することにより、迅速かつ適切に対応を行いただきますようお願い申し上げますという内容の文書がっております。また、通知はあっておりますが、同じく県、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰等の影響を受ける中小企業の支援として、3月17日から当分の間、特別相談窓口が設置されております。また、国においても既に設置されておりました「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別窓口」を「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に令和8年3月23日付で拡充されており、相談窓口が設置されて、国・県において、今、相談窓口が設置されている状況でございます。

○川上委員

市長に代わってそんなに早口でしゃべられても、後でユーチューブを見ても分からないかもしれない。

全般的な中東情勢の地域経済の影響をどう把握しているのか。それとの関係で地元の中小企業にどういう支援を考えるべきかと。その辺をどう考えているのかというのを市長にお尋ねしたんですね。商工観光課長の答弁はありがたいわけですが、それは後ほどまた聞くことになると思います。

それで、今言った質問について、市長、お答えはないですか。

○武井市長

中東情勢に伴って、エネルギーの安全確保ということ、それから、質問者おっしゃっておりますような地域経済への支援ということで、国、そして都道府県、そして私ども市町村、それぞれ各層で、その支援の具体化が求められるところだと思っています。先ほど商工観光課長が申しましたように、国の通知を受けまして、県、そして私どもも日頃から域内の中小企業の経営上の相談についてはお受けをしているということが一つでございます。それが今現在、そういう対応の中でしっかり、問題があればご相談を受けているという状況でございます。

○川上委員

今、地元経済と地元の中小企業・業者が受けている影響、あるいは受け始めている影響というのは、近年の私たちの経験からいえば、新型コロナウイルス感染症の流行のときに生じたような状況以上のものがあるのではないかと心配するわけですね。

そこで、先ほど商工観光課長からは県からの通知、ないし、連絡が2回あったということなことでしたけれども、国の機関からは、本市について、県経由になることがあろうかと思えますけれども、どういう連絡、ないし、通知が来ているのでしょうか。

○商工観光課長

国の機関であります中小企業育成基盤整備機構というところから特別相談窓口を設置しますという通知は来ております。

○川上委員

それは何月に来たんですか。

○商工観光課長

2026年4月28日でございます。

○川上委員

その組織はどういう組織ですか。

○商工観光課長

正式名称で申しますと、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と言います。ホームページに掲載されている内容でお答えしますが、基本理念として、「中小機構は、中小企業や地域社会の皆様に多彩なサービスを提供することを通じ、豊かでうるおいのある日本を作るために、貢献」していく組織となっております。

○川上委員

資本金とか聞いていいですか。

○商工観光課長

設立年月日につきましては2004年7月1日役員数13名、職員数822名、資本金については1兆2135億6908万9963円、2026年3月11日現在でそうっております。

○川上委員

そこが相談窓口を設置したと、九州に1か所なんですかね。

そうしますと、どういう意味合いなんですか。飯塚市に自分のところが相談窓口を設置したので、飯塚市としてどうこうしてくださいということがあるんですか。行政に対する行政の相談を受け付けますということなんですか。それとも地域の事業者さんの相談を受け付けたいので、飯塚市がそのことを周知してくださいという趣旨ですか。どういう趣旨ですか。

○商工観光課長

行政の相談というよりは、地域中小企業者さんの相談窓口が設置されたということを市に対する情報提供として捉えております。

○川上委員

それは飯塚市は知っておいてくださいって言うだけですか、それとも地域の事業者さん、業者さんに、市としても周知し、お願いしたいということなんですか。どちらですか。

○商工観光課長

市内の中小企業さんにご案内してくださいということで来ております。

○川上委員

それが4月28日に来た。本市としてはどのように周知したんですか。

○商工観光課長

特にホームページ等々でリンクを貼ったりはしておりませんが、周知には努めていきたいと考えております。

○川上委員

まだしていないということを言われたんですか。

○商工観光課長

そのとおりです。

○川上委員

いつするんですか。

○商工観光課長

可能な限り早くしたいと思います。

○川上委員

そういうスピード感なんですかね。

それでは、国の機関としてはどこがこの問題に対応するとなっておりますか。

○商工観光課長

全てにおいて把握しておりませんが、経済産業省や資源エネルギー庁が対応していると思います。

○川上委員

内閣府とかですね。

それで、経済産業省との関係は、本市は今どうなっていますか。何か連絡をもらってるとか、いろいろ相談をしているとか、問合せしてるとか、そういうことがありますか。

○商工観光課長

商工観光課としてはしておりません。

○川上委員

商工観光課以外にこの件で経済産業省とか九州経済産業局とかに連絡をする課があるんですか。

○商工観光課長

それぞれの案件に応じて、必要な場合において、九経局なり、相談したりすることがあります。

○川上委員

そうしたら、商工観光課は今言ったような中小機構から連絡を受けたりしても、周知はまだしてないと。今後できるだけ早くやりますよと。国の機関との関係、経済産業省との関係では、商工観光課はやっていないというわけでしょう。ほかの課でやったりしてるんですか。

○経済部長

企業誘致担当につきましても県のほうからご案内の窓口等のお知らせは来ておりますけれども、具体的にこちらから企業に対して周知等を行っていない状況でございます。

○川上委員

経済産業省関係には本市からは全般的なことでも、個別的なことでも連絡を取ったことはない。向こうからも連絡はないということですね。

資源エネルギー庁はどうですか。3日と置かず情報を発出しているようですけど。

○経済部長

市のほうから働きかけているものはございません。

○川上委員

資源エネルギー庁から、県を通じるか分かりませんが、ナフサは足りていると、目詰まりを起こしてるだけですから、慌てないでくださいとか、そういうふうには言わないでしょうけど、何かそういう通知とか来てるんじゃないんですか。

○商工観光課長

そのような通知についてはあっておりません。

○川上委員

資源エネルギー庁のホームページとか、皆さん、チェックするようにしてるんですか。

○商工観光課長

チェックというのは、私については、資源エネルギー庁というよりは、例えば、経済財政諮問会議の資料を見たりというところで情報のキャッチはしているつもりでございます。

○川上委員

影響は全般でしょう。それで、部長は誰がおられるんですかね。経済部長は、経済産業省、それから資源エネルギー庁、内閣府もあると思うけど、専用の特設コーナーがあるんだけど、チェックされているんですか。

○経済部長

しておりません。

○川上委員

ちょっと横に行って申し訳ないんですけど、都市建設部長はどんなですか。あまり関心がないですか。

○都市建設部長

今、中東情勢につきまして、都市建設部としましては、やはり公共工事の発注とか、そういったところに関係しております。資材の単価の上昇であったりと、そういったところにつきましては、単価設定は県の企画課が行っております。県土整備部企画課が行っておりますので、その単価上昇等を見極めながら、今後の公共発注を考えていく必要があると思っております。

ただ、先ほど市長等も答弁がありましたけども、今日の新聞報道でも出てましたけど、国のほうも、そういった中東情勢のもとと予備費を1兆円用意してましたけども、今後その対策につきまして、国の補正予算で対応するというふうな報道があっております。そういったものも含めまして、県、そして国の動きをしっかりと見極めていきたいなというふうに考えております。

○川上委員

新聞の話が出ましたが、国の動向はホームページで、注視しているという感じですか。

○都市建設部長

そのとおりでございます。やはり、国の政策において、物価の上昇であったりとか物価の安定というのは、そういった国の補正予算を考えていくという報道があっておりますので、そこら辺の中で国土交通省管轄の資材がどうなるのかというふうなところも注視していきたいというふうに考えております。

○川上委員

それでは、そういう、国、県、あるいは外郭の重要なところとのやり取りが、今後、密接になっていくんでしょうけど、皆さんが地元の商工団体、ないし、個別の業者さんの置かれている状態、困っている状態、あるいは求めている内容について、聞き取りとか、調査とかいうふうに取り組んでいると思うんですけど、どういう状況か聞かせてください。

○商工観光課長

商工関係の団体で申しますと、飯塚商工会議所、飯塚市商工会から聞き取りを行っております。中東情勢の影響は会員企業さんは少なからずあるものの、すぐに融資、借換えとか、あとは補助金の要望などという声はないと聞いております。

○農林振興課長

農業に対する今回の中東情勢の影響に関連しまして、今、ご質問ありました業界の声、関係者の声というところでお答えをさせていただきます。農業関係でいいますと、去る5月13日に、福岡嘉穂農業協同組合に対しまして、管内の農業への影響について聞き取りをしましたところ、JAが販売している肥料のうち、主に田植え前の土壌に使用する春肥については、昨年の秋から冬にかけて農家から予約注文を募り、予約価格にて販売を終えているため、影響は受けていないとのことでございます。また今後、夏から秋にかけて使用する秋肥についても、既に供給体制を整えており、今後、輸送代や袋代等の関連価格が上昇したとしても販売価格に大きな影響は出ないのではないかとということでございました。

次に、燃油につきましては、飯塚カントリーエレベーターの燃料費も含め、前年度と同等の供給量は確保できているということでございました。

また、農業用の包装資材等については、価格が上昇傾向にあり、品薄感も出てきているため、仮に不足した場合には出荷体系を変更するなどして対応していくことになるということでございました。

以上のようなことから、総じて年内の出荷に関しては、それほど大きな影響は出ないのではないかと説明でございました。

○川上委員

マルチって分かりますか。市長、分かりますか。畑に黒いビニールを敷いて、苗を植えたり、種をまいたりしたりするじゃないですか。そういう物が手に入るんだろうかと、今後。それが

ら、ビニールハウスも適宜、タイミングを見て、補修したり、入れ替えたりしないといけないでしょ。そういうことができるんだろうかというようなことも私は聞いております。

それから、企業局関係はどうですか。

○企業局次長

上水道関係になりますが、4月に入って主要な商社に聞き取りをした結果なんですが、今のところ出荷制限等の通知が来ている商社もありますし、それから、品薄状態が続いているということは共通してあります。それと、あとは価格の改定等の通知が来ている商社もあるということでお聞きしております。

○川上委員

上水ではどんな感じですか。塩ビ管とか、入札中止とかもあるんだけど、接着剤、直営の関係もあらうと思うけど、どういう感じですか。

○企業局次長

おっしゃるとおり、塩化ビニール管、ポリエチレン管ともに品薄状態ということでお聞きしております。接着剤等につきましても、いわゆる商社じゃなくて、小売業のところを見てみると、品薄状態が続いているように見受けられます。

○川上委員

これが市の今年度の予算に基づく事業にどういう影響を与えるかということについては、まだ検討してませんか。

○企業局次長

商社等の調査を基に、現在、上昇率も5%から30%など、品によってまちまちになっておりますので、現在、企業局としては、状況を把握しながら、今後、影響がないように進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

影響は出ますよ。影響が出ないようにとか。

単価の問題とかは、国のレベルから、予算の関係でってことになるけど、物が無いということになってくれば、お金もあるわけじゃないけど、仮に予算は手当てがついたとしても、物が無いということになれば、事業ができるわけないでしょ。ですから、これについては見極めが必要んじゃないかと。

それから、下水道はどうですか。

○企業局次長

こちら商社の聞き取りになりますが、下水管、鋳鉄管、いわゆる鉄の部分のパイプになりますが、そこの塗料の関係に少し影響が出るのではなかろうかというところでお聞きしております。

○川上委員

市立病院、直接は市立病院でしょうから、どうですか。

○企業局次長

市立病院に関しましては、手術に使うゴムの手袋等につきましては、今のところ、在庫、それからメーカーから届かないということはないというふうに聞いております。それから、薬剤の関係についても、現在、影響は今のところないというふうに聞いております。

○川上委員

その数字は把握してるんですか。いつ聞いたのかなという気もします。いつ、誰から、聞いたのかなという気がしますが。数字を聞いてるんですか。

○企業局次長

数字というのは、金額のこととか、出荷数のことについては、聞き取りはしておりません。病院の事務系の方にうちの職員のほうから聞き取りをしております。

○川上委員

その聞き取りの仕方の問題を心配したわけです。行って聞いたか、電話で聞いたか、聞くべきものとかきちんと数字で示されたのかという気もするけど、そういう感じですか。

○企業局次長

聞き取りの内容としましては、卸への出荷制限がかかっているかどうか、欠品があるかどうかというところを聞いておりますので、今、言われた数字的なものについて聞き取りはしていません。

○川上委員

そこを聞かないと、事業が適切に、適正に行われるかどうか見極めがつかないですね。ざっとした聞き方では済まないと思うんだけど。

それから入札中止の件について、さっき都市建設部長から若干関わった話がありましたけど、まず、理由を聞きましょうか。

○企業局次長

今回、新聞で報道されました入札中止という記事が載っておりましたが、今回、2本、4月に出そうとしておりました入札につきましては、1月に臨時会があったときに国の補正予算がついたことによって発注しようとした分になります。7年度中の国の補正予算になりますので、企業局として7年度の単価、積み上げをしておりましたので、8年度に入りまして、その分の価格上昇等を加味するところが必要だということで、一旦保留という形を取らせていただいております。この分につきましては、今後、適正な価格等を調査しながら、再度積み上げをして、適宜、発注をかけていきたいというふうに考えております。

○川上委員

それは保留とか言われたけど、中止なんですよ、入札そのものは。

○企業局次長

公表した後に中止というような形を取らせていただいております。

○川上委員

先ほど商工観光課長から商工会議所と商工会にから聞き取りしたということだったけど、いつのことですか。

○商工観光課長

今月、5月12日か13日だったと記憶しております。

○川上委員

12日か13日か分からないんですか。

○商工観光課長

5月12日に聞き取りしております。

○川上委員

商工会議所と商工会と同じ日ということですか。

○商工観光課長

5月12日、同じ日でございます。

○川上委員

4月14日、年金月の第2木曜日ですよ。6時から木曜会があつてるでしょう。この中では、武井市長、久世副市長、許斐副市長、3人が出席されていますか。この木曜会でされていたとすれば、地域振興に関する交流が目的だったでしょうから、そこでこの問題についてどういう意見交換をしたか、聞かせてください。

すいません、今、「木曜会」と言ったのは、月1回やっている福岡県のほうのことでした。

「飯塚会」というふうに言い直して、お尋ねします。

○許斐副市長

私のほうから代表してお答えをいたしますけれども、その際の飯塚会におきまして、中東情勢に関する、経済対策等に関する議題はございません。

○川上委員

会の目的のとおり運営されているのであれば、このことについて基調報告があったり——、重大案件なんですよ。このことがされてないというのはどうかと思いますけど。

そこで、武井市長、冒頭にこの問題の現状の認識、市の対応についてお尋ねして、お答えいただいたんですけれども、今、ざくっとした答弁しか返って来ないでしょ。資料もそれぞれのところになさそうなので、資料要求もできない状況ですよ。それで、国・県の立ち後れというのは重大なんだけど、そういう状況の下で本市がじっとしておいてよいわけではないので、まずは、市として、現実がどうなっているのか、もう一度、市長が旗を振って、適正に、適切に状況を把握すると。資料としてきちんとまとめるということをやってもらえないですか。

○経済部長

経済部に関しましては、これまでも、事業者等への聞き取りはまだ行っておりませんが、商工会議所やJA等と話していますけれども、今のところ、若干の影響はあるというぐらいでしたので、今後もきちんと話を聞き取りながら、必要な対策、対応を取っていきたいと考えております。

○川上委員

都市建設部、ないし、企業局のほうで、同様のことをするような必要はないですか。

○都市建設部長

先ほどの答弁と重なるんですけども、都市建設部が管轄する部分で言えば、いろんな施設の維持管理であったり、今後の公共事業の発注。その大本となるのが、やはり県のほうから出されている公共単価と。その単価の上昇率というのは県が取りまとめている状況でございますので、そこをしっかりと連携を図っていききたいというふうに考えております。

○企業局次長

企業局といたしましても、今後、工事に必要な製品の最新単価の入手に努めるとともに、社会情勢を注視しながら、令和8年度の工事に遅延が生じないように考えていききたいというふうに考えております。

○川上委員

私はこの間、建設職人、1人親方で構成されている福岡県建設労働組合、また、地元の中小業者で構成されております飯塚民主商工会、その他可能な限り状況を聞いて、資料も頂いてまいりました。深刻な事態が広がっているという認識があるわけですが、今日の執行部の答弁からすれば、かなり乖離があるなというふうに思うわけです。そこで先ほど言ったように、答弁を頂きましたけど、実情調査を丁寧に行っていく必要があるということを強調したいと思うんです。

そこで、速やかに市長を責任者とするこの問題への対応のための連絡会、連絡会議、ないし、表現はいろいろあると思いますがチームをね、横断的なチーム、連絡会をつくって、随時、開催して、事態に対応していくというふうにする必要があると思います。この点について、市長、どうお考えかお尋ねします。

○武井市長

今、質問者おっしゃいますように、先ほど関係部長がご答弁を申し上げました、今回の中東情勢に関わる様々な課題について、それぞれのご答弁申し上げた部長の所感、それを超えて横断的に、市として、しっかり情報収集、把握に努めるということは重要であろうかと思っていますので、質問者が言われましたような情報を共有することを含めて、検討してまいりたいと思います。

○川上委員

実は、今、経済政策の質問をしているんですけど、市民の暮らしの苦境との関係で、あるいは地元の業者苦境打開との関係で、生活応援クーポン券のことも後で聞きますけれども、関連質問があるようですので、一旦ここで私の質問を区切ります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

川上議員と同じなんですけれど、現状の把握の仕方が悪いんじゃないかというふうに思うわけです。これから把握するということでご答弁いただいておりますので、それはそれをお願いしたいと思いますけれど。

私が聞いている限りにおいては、水道管の件も、業者から「もうこれでは仕事ができない」ということで、話を聞きまして、現実的には、政府の動きと現場の動きは全然違うと。これは党を通じまして、参議院のほうで国会質問をしていただいております。

それと、いろいろな市民の人と働いている関係の人たちと話しますと、やはり、さっき質問した川上議員と同じなんですけど、例えば、お酒を飲みに行って、業務用のサランラップとかそういうのが、商社のほうに入っていないと。だから、民間スーパーでは出てるんで、通常、業者のほうから、卸から買うんですけど、そこに在庫がないんで、スーパーに買いに行かざるを得なくなったとか、そういう小さなことなんですけど、そういうことを聞くわけです。

建設業者はリフォームするときにインターホンが入らなかったと。それで別のやつを探して付け替えて、間に合わせましたとかですね。細かいけれど、そういう話を聞くんですよ。

豆腐屋さんは、ケースがありますね、ケースというのもやはり石油化学製品ですから、あれは手に入らないから、豆腐は作っても豆腐が売れないんじゃないかということで、豆腐を売ることができなくなるとかですね。そういう話を、細かい話が市民の皆さんと話してたら入ってくるわけです。

今日のやり取りを聞いていたら、そういう生々しい声が聞こえてきてないんですよ、行政のほうから。皆さんも市民だからいろんな人との会話があると思うんですよ。あまりにも受け身過ぎてるんじゃないか。国のほうの動きを見てると、「物が足りているから心配するな」、そのとおりなんですよ。安心した生活を送るためにはそれでいいんですけど、現状としてはそういう声もある。

例えば、商工会議所や商工会に聞いて、そういう答えだった、農協に聞いて、そうだった。それは大きいところはそうかも分からないけれど、中小はどうなのかというのをやっぱりきちっと把握してもらいたいなと思うんです。1人親方のところと言っていましたけど、それと一緒になんですよ。例えば、スーパーだって行ってみてください。スーパーはいろいろあると思いますが、スーパーは市民生活に支障のないように一生懸命やられてると思うんですけど、実際どうなのか、やはり聞いて、そういう声を皆さんが把握して、国のほうに上げないと、県のほうに上げないと、間違った政策が来るんじゃないかなと思うんです。

だから、私は聞いた話はできるだけ国のほうに伝えようと思って、自分の関係では伝えてますけれど、それは一個人というか、一議員の声はこうですよということで出てるんですけど、行政を預かる皆さんの声をやはり上に上げてもらわないと、やっぱり安心した生活環境が維持できないんじゃないかと思います。これは全く川上議員も同じ意見を言われてるんだと思うんです。懇切、丁寧にいろいろ質問されていると思いますけれど、思いは一緒だと思うんです。皆さんも思いは一緒だと思うんですよ。だから、そういうことをきちっとやって、特別チームをつくるのがいいのかどうか分からないけれど、ちゃんと自分たちの仕事をうまくいかせるためには、自分たちのほうで確認取って、そして、それをちゃんと庁議等に上げて、そして、県・国のほうに上げていただきますようお願いしたいと思いますが、そういうことはできるでしょう。どちらの副市長か、担当課は、皆さんできるでしょ。市長は先ほどご答弁されて

いましたんで、実務担当のほう、ちゃんと答弁してください。

○許斐副市長

質問委員言われますとおり、組織のほうとしましては、部次長会と庁議とかいう形で全庁横断的に情報交換する場がございますので、そういったところをもって丁寧に対応していくということにしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

生活応援クーポン券の制度設計の目的の一つが地域経済への貢献ということなんですけれども、換金状況がどうなっておるか、お尋ねします。

○物価高騰臨時対策室長

現在の換金状況につきましては、総額約13億円に対しまして1億1千万円ほど換金しております。

○川上委員

どういうふうに評価してますか。

○物価高騰臨時対策室長

まだ事業途中でございますので、評価等を行っておりません。

○川上委員

経費を入れると、15億4600万円を投じるわけですね。給付総額が14億円でしょ。こういう状況の中で、現在、1億円、非常に少ないと思うんだけど、どういう業種の方が換金にみえていたとか、そういうことは分らないですか。

○物価高騰臨時対策室長

その点につきましても、まだ把握はできておりません。

○川上委員

私は換金という表現をしたんだけど、紙のクーポン券、電子クーポン券がありますね。1億幾らなんですか、大体。

○物価高騰臨時対策室長

電子券につきましては発行額2億3千万円に対して換金額約1億7千万、紙券につきましては11億5千万円に対しまして8千万円の換金があっております。

○川上委員

申し訳ないけどもう一遍、紙で幾ら、電子で幾ら、それぞれに対して換金状況が幾らと、合計ではこうですというふうに、ゆっくり。書き写しますので、分かるように言っていただいていいですか。

○物価高騰臨時対策室長

電子券につきましては2億3300万円、換金額が1億6988万円。紙券につきましては11億5千万円、換金額が8156万円。合計しまして、発行総額は13億8300万円、換金額が2億5144万円となっております。

○川上委員

この評価はまだ定まらないということなんです。電子でこの数字、紙でこの数字ということについて評価をする必要あると思うけど、おわびをしましたね。ホームページでおわびを掲載したのはいつですか。

○物価高騰臨時対策室長

5月1日と記憶しております。

○川上委員

ホームページにアップしたのが5月1日ですか。5月1日付なんですか。アップが5月1日

ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○物価高騰臨時対策室長

ホームページにアップされたのは4月23日でございます。

○川上委員

4月23日で間違いはないですか。

○物価高騰臨時対策室長

はい。間違いはないです。

○川上委員

では、さっき5月1日と言ったのは何のことですか。

○物価高騰臨時対策室長

私の記憶の中で答えました。

○川上委員

私も記憶でしゃべることありますけど、できたら答弁は記録でお願いしたいと思います。

それで、おわびの内容、趣旨はどういうことだったんですか。

○物価高騰臨時対策室長

クーポン券に関しまして、紙券が想定より多く希望される方がおりました。このため、紙券を増刷する必要がございました。それで、各家庭に届くまで時間を要してしまったことに関しておわびを、おわびの文書をアップしております。

○川上委員

それではよく分かりません。まず、なぜこの日におわびを出したのかということも分からないんですよね。

4月末までに全世帯にクーポン券お届けするということになってたわけでしょ。違うんですか。

○物価高騰臨時対策室長

4月中をめどに配達完了させていただきたいという、郵便局へのお願いといたしますか、そういうのはしておりました。

○川上委員

1月の臨時議会のときの答弁では、4月末までにという趣旨の答弁を聞いてるわけですよ。それで、4月23日、1週間残して、この日におわびを載せるというのは、どういうことがあってこの日に載せようと思ったんですか。

○物価高騰臨時対策室長

この日につきましては、増刷する中で4月中の配達が困難という部分が分かりましたので、ある程度の目安、遅れましたことのおわびと配達の見安をいち早くお知らせしたいというところでアップしております。

○川上委員

そうしたら、手元に記録があるんですかね。4月23日、ないし、22日、おわびを掲載することを決定した日の段階での給付状況を出してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

○物価高騰臨時対策室長

すいません。その時点での配達状況の数字というのは把握しておりませんが、1人世帯の配付、最初に先行して配付しておりました1人世帯への配付が4月末でも完了できないということから載せております。

○川上委員

おわびしたんでしょ。そういうアバウトな話じゃなくって、当初計画はこうでした。それに対して、このような状況になってる。それで、当初計画どおりにはいかないと。そういう判断をしたわけでしょう。そのときの数字を聞きたいわけですよ。ちょっと出してくださいよ。

○物価高騰臨時対策室長

申し訳ありません。その時点での数字というのは把握しておりません。

○川上委員

把握してないとはどういう意味なんですか。今分からないという意味ですか。市長がおわびするんですよ。決裁通したでしょう。そのときにおわびする根拠となる数字があるでしょう。遅れと言うんだったら、どのぐらい遅れてますか。どのぐらい挽回できるんですか。把握してないってどういう意味ですか。

○委員長

執行部にお尋ねしますが、今質問をされている内容は理解されてますか。なら、しっかりと、把握してないとかいうことじゃなくて、何が原因でこういうことが発生しましたということがあるはずでしょう。

○物価高騰臨時対策室長

出す時点におきまして、大体、1人世帯を、紙券の想定世帯の3万5千世帯について印刷はかけていたものの、実際に配達されるのは大体2万冊というところで、4月中での配送が困難ということを把握しまして、おわびの文書をホームページに掲載いたしました。

○川上委員

紙ベースで4月末までに3万5千所帯に送ろうと考えて、3万5千冊印刷しておりましたと。だけど、4月23日頃の段階で、おわびの段階で、2万冊しか届けられなかったということなんですか。

○物価高騰臨時対策室長

その2万冊につきましては、郵便局への差し出しの数で、実際に何世帯配られたというところまでは把握できておりません。

○川上委員

それはちょっとひどいじゃないですか。印刷を3万5千冊しました。JPに、日本郵政に2万冊渡しました。おわびの段階で何世帯届いていたか分かりませんと。分からないまま今日の経済建設委員会を迎えたわけ。当然聞くでしょう。おわびの段階で何所帯に届いたのか、本当に分からないわけ。

○物価高騰臨時対策室長

現時点につきましては、こういった配送が遅れているという状況もございましたので、日本郵便のほうに配送状況というのを現在確認しているところで、それでもまだ約1万8千世帯については配送されていないというところは確認しております。

○川上委員

そうしたら、その段階で2千冊しか配ってない、届けてないということ。印刷3万5千冊でしょ。JPに2万冊渡しました。それで、1万8千冊残ってるというふうに聞こえたけど、そうしたら2千冊しか配ってないということになるじゃないですか、おわびの段階で。そういう

今の計算でいいわけ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

○経済部長

申し訳ありません。今、数字を具体的に確認したところ、4月10日の郵便局に渡した分が約1万世帯分。その後、4月23日に1万9千世帯。そのあと4月28日に6千世帯。これで当初予定していた3万5千世帯分は4月中に発送が終わっていた。けれども、実際には紙券を求めた世帯が電子よりも2万件多かったために、その2万件について、今、5月に入っても配送を行っている状況。あと、ゆうパックで届きますので、1万冊出したからといって1万冊必ずお手元に届くまでには、まだ受け取り側の方がすぐに受け取れるかどうかにもよりますので、その確認はちょっとまだ今のところきちんとしてきてないというところでございます。

○川上委員

それで、これはまた資料がないと分かりにくいかもしれないけど、4月10日に1万件JPに持込みました。4月23日に1万9千件です。合わせて2万9千件をJPに持ち込んだ段階で、持ち込んだだけですぐ一瞬で配るわけでないということは、おわびの段階でJPに渡っていたのは1万件という感じですね。おわびは4月23日に決意したんでしょ。だから、その段階では、10日に1万件JPに渡しただけでしょ。それで、決裁回してたわけでしょう。二十何日ぐらいから。だから、JPに1万件しか渡してない段階で、おわびを決裁に回し始めたってことでしょ。それで、その1万件をJPに渡したときに、市民には何世帯渡っただろうかと。おわびの直前、1万9千件の前というのをさっきから聞いてるわけですよ。だから逆に言えば、4月10日から4月23日の手前までの2週間の間でJPは1万件の物をどれぐらい配達完了させることができたかと。1万件より多いわけではないよね。それは分からないまんま、おわびを出したということですね。そういうことですか。

○経済部長

私のほうが物価高騰臨時対策室長からの報告を受けておりましたのは、紙券を希望される世帯が多いために5月に配達が入りますということは、もうこの4月10日の段階では聞いておりました。おわびを載せた趣旨というのは、そのような紙券を希望される世帯が多いために、当初の発送よりも時間がかかりますので、しばらくお待ちくださいという趣旨で載せておりますので、具体的に誰が何件受け取ったかということではなく、遅れますということをあらかじめ早いうちから、市民の方に周知するためにお載せしたような判断をしたものでございます。

○川上委員

このおわびからいうと、今の説明からいうと、紙券を希望した市民が悪いのかのように聞こえてしまう。最初のあなた方の計画で電子クーポン券の見込みが過剰過ぎたというのが本質じゃないんですか。ちょっと説明してください。

○物価高騰臨時対策室長

言われますとおり、当初、電子券を3万世帯見込んでおりました。この見込みが過大過ぎたというところがございます。

○川上委員

おわびするのは紙券の希望が市民が多かったからではなくて、今言ったことでしょ。ちょっとこれ確認してください。大事なことですよ。おわびになってないでしょう。市民の紙券の希望が多かったから、予定よりも多かったから、紙が足りなくなりましたと、印刷しますと。おわびになっていない。自然発生的に足りなくなったみたいになるじゃないですか。だから、電

子クーポン券を3万世帯で計画したのはなぜかという質問が出てくるでしょう。ちょっと答えてください。

○物価高騰臨時対策室長

当初、電子券については、やはり紙券よりは少ないだろうという見込みを持ってました。そのため、全体の件数、割合として紙券を6割、電子券を大体4割程度見込んだところでございます。その結果、電子券がこちらの想定より少なかったというところで、配送の遅れを生じております。

○川上委員

今のはよく分からないんですよ。3万世帯というのが。

それで、これは随意契約したでしょ。昨年12月24日に、市長と久世副市長、それから企画政策課、4人で協議して最終決定をしましたと。金額は1月6日か。1世帯、基礎が1万円で、武井市長、1人当たり3千円以上と言ったのを、後に6千円で決定したでしょ。その流れは分かるんだけど、この電子クーポン券の随意契約を決めたのは12月24日なんですよ。そのときに、3万世帯という数字も合わせて決めたんじゃないですか。紙のクーポン券を3万5千所帯、電子クーポン券は3万所帯、12月24日にもう決めたんですよ。違うんですか。

○久世副市長

その段階で、世帯数、電子券が何%、紙券が何%というのは、議論にはなってはおりません。

○川上委員

では、どこで紙3万5千世帯と電子3万世帯と、どこで決まったんですか。誰の責任で決めたんですか。

○物価高騰臨時対策室長

この割合につきましては、予算要求をする段階でこの割合で進めることを要求しております。誰の責任と言われるとちょっと答弁しかねます。

○川上委員

誰の責任か答えられないとかいう答弁は20年間で初めて聞きました。決裁した人ですよ。起案し、ずっと決裁していった人たちの責任でしょ。誰なんですか。

○物価高騰臨時対策室長

予算要求に関しましては部長決裁となっております。

○川上委員

経済部長ということですか。

○委員長

川上委員、前の部長と今度新しく替わりましたんで、その前に決まってるものですから、今の経済部長は答弁できません。

○川上委員

できるよ。行政は継続なり。

それで、1月20日過ぎには、もう補正予算は公表されてますからね。ですから、予算要求の段階でということになると、それはいつのことですか。

○物価高騰臨時対策室長

すいません。いつ締切りかというのは、答弁しかねます。

○川上委員

こんな無責任な答弁、初めて聞きました。

それで、1月13日、4役ヒアリングでしょ。このときに、先ほど言った1人3千円以上というふうに市長が記者会見で問われて答えていたのを、6千円というのを4役ヒアリングで最終決定するわけですよ。その後、正式に予算化されて、先ほど言ったように、20日過ぎには議員のところに予算書が届きます。1月27日が臨時議会の初日だったこの日に議案提案、そ

れから質疑、討論、採決をやったんですよ。1月27日ですよ。初日に採決はしたんですよ。一日も早くということで、議会側が考えたわけでしょ。この日、朝から夕方まで質問したじゃないですか、議案質疑で。延々と質問する議員がおられたので、議会日程が消化できないで、あたかも質問した議員が悪いかのように、前議長がSNSで——、言ってもらってるというようなくらい、延々と質問した議員は、私もその1人なんですよ。徹底的に質問したじゃないですか。そして、現金給付であれば、こんな矛盾は生じませんという趣旨の質問をしたと思います。討論もしたと思います。あなた方は、今の段階で、経済対策です、市民暮らしを応援しますと言いながら、まともに答弁をしようとしなくて、あるいはできない。数字も出ないというのは納得いかないです。

電子クーポン券のことについて、私が心配してるのは、電子クーポン券は3万世帯でしょ。2万世帯だと業者に渡る金は幾らになるのか。1万世帯であれば業者に渡る金は。随契で契約する相手ですよ。いくらになるのか。要するに、この事業の委託を受ける、随契で受ける業者は、発行対象世帯数が多ければ多いほど利益を得るのではないかと思うわけですよ。違うんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:32

○副委員長

委員会を再開いたします。

○物価高騰臨時対策室長

この電子券の発行額が変更することにより金額が変わることはございません。

○川上委員

1万世帯であろうが、2万世帯であろうが、3万世帯であろうが、契約金額は変わらないということですか。あるいは、契約の中に実績払いというようなものが入ってこないのかって思うけど、それでも変わらないですか。

○物価高騰臨時対策室長

実績に応じて、増減したことにより金額は変わりません。

○川上委員

そうすると、3万5千世帯と紙で印刷しました。追加印刷は必要になったわけでしょ。追加印刷の発注はいつなんですか。

○物価高騰臨時対策室長

入札の実施日、追加の分につきましては3月26日になっております。

その枚数は、世帯分として2万1400冊、世帯人数分として3万4600冊を追加しております。

○川上委員

電子クーポン券の締切りは2月中旬と言ったと思うけど、いつでしたか。

○物価高騰臨時対策室長

電子券の申込み締切りにつきましては令和8年3月11日にしております。

○川上委員

3月11日が電子クーポン券の締切りだったわけですね。そのとき、電子クーポン券の申込みは幾つあったんですか。

○物価高騰臨時対策室長

約1万件でございます。

○川上委員

1万件でしょう。そうしたら、3万件が目標だったので、2万件は紙で対応しないといけないというので、よくよく2週間かかって調べてみたら、2万1400件だったと。そうしたら、3月11日の段階で急がなければ、紙の送付が遅れるということが分かってたわけでしょう。分かってないですか。どうなんですか。

○物価高騰臨時対策室長

想定よりかなり電子券の申込みが少なかったために、想定はできております。

○川上委員

印刷が上がってきたのはいつですか、第2次印刷が。

○物価高騰臨時対策室長

4月24日の納品としております。

○川上委員

副市長、おわびのタイミングが遅いんじゃないですか、これは。印刷とかできてますと。でも、お届けが遅れています。だったら、4月23日とかあると思うけど、既に3月11日の段階でもう遅れるという見込みがつくんじゃないですか。何でおわびがこのように1か月も遅れるのかよく分からない。

これは、国の事業の締切りが、事業計画の提出が1月23日だったでしょ。12時までって言ってたじゃないですか。午後すぐ高市氏が衆議院解散しましたけど。国との関係が何かあったんですか、この計画がずれ込んでいることについて明らかにできないというのは。

○物価高騰臨時対策室長

国との関係はございません。

○川上委員

この間に、市民はクーポン券がもらえないというので、今も続いているわけだけど、事業者、地元の業者さんからは、クーポン券を使うような方々があんまりないけど、どういうことかという問合せとかはなかったんですか。

○物価高騰臨時対策室長

そういった事業者からの声は聞いておりません。

○川上委員

5月12日に飯塚商工会議所と商工会から中東情勢に関わる影響について聞きに行ったって言ったでしょ。このことについては話題にならなかったですか。

○物価高騰臨時対策室長

クーポン券のことについては、話題に、議題になっておりません。

○川上委員

それは不思議なことだと思います。

それで、この件についてはまたの別の機会に継続して質問したいと思いますけれども、武井市長、現金給付は技術的にはやってきたし、やれるやつじゃないですか。今の事態、明らかになってきた事態を見るだけでも、現金給付に、振り込みにしておけば、こういうありさまにはなってなかったんじゃないかと思うけど。何か反省することはないですか。

○経済部長

今回のクーポン券につきましては、物価高騰により市民生活が厳しくなっているという現状を鑑み、全市民にクーポン券を配付するという直接の支援をすることで、市民生活の負担軽減を図ることが目的でございます。その上でクーポン券であれば、貯蓄に回ることなく、しかも市内で消費されることによる市内経済の活性化という、2つの効果を期待してクーポン券を選択したものでございます。このような思いで提案したクーポン券でございますので、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、物価高騰の負担軽減のために今後も利用していただき、また、市内経済の活性化という2つの効果が得られるということで、市内の業者

様にも喜んでいただけることを期待しているところでございます。

○川上委員

私の質問は、今のありさまを振り返ってみて、現金給付であればこういうことにはならなかったという反省はないかと聞いたんです、市長に。経済部長に反省することはありませんという答弁を期待して聞いたわけでありません。市長、どうなんでしょうか。

○武井市長

先ほど経済部長がご答弁申し上げましたとおり、趣旨、目的に沿って、物価高騰で市民の負担を軽減するとともに、そして、地域経済の活性化を図るという目的で実施したものでございまして、今回、ホームページ等でもおわびを申し上げておりますけれども、想定を超える紙クーポンを希望する世帯の方々となったことですね、これはもう私どもの想定が甘いという部分は重々反省をしたいと思うところでございますが、ご迷惑をおかけしてるところにつきましては、市長としてもおわびを申し上げるところでございます。

今後、またこのような市民への直接支給というようなことが、あるかどうか分かりませんが、今回につきましては、そういった点を十分に反省をして、次回に生かしていきたいと思っております。もしあればですね、そういったことが。

○川上委員

ありますよ。今回のおわびの趣旨は正しくないと、原因となることは、市民のクーポン券の希望が想定を超えて多かったからではないと。電子クーポン券の希望が過剰見込みがあったことだと。だから、紙が対応せざるを得なくなったというところに本質があるのではないですかというのを1時間ぐらいかけて質問したんですよ。ここを受け止めてもらいたいと思います。

しかも、繰り返しになりますけども、日本銀行券、現金給付であれば、こんな苦勞を職員がする必要はなかったわけですよ。お金が2人世帯でも2万2千円なんです。どこに貯金するんですか、経済部長がさっき言ったけど。それほど市民経済にゆとりがというか、そんな生活状況じゃないでしょう。貯金なんかしませんよ、2万2千円。みんな生活費に使いますよ。食費に使いますよ。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:44

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

○川上委員

3月に統計いづか2025が掲載されております。この中で、検索をかけて、ホームページから入ると、ホームページで見れないという現象が出てくるんですけど、統計いづかの中で「市民経済の状況」という項目があるんですけど、私たち経済問題を捉える上で、市民の経済の状況はどうかというのが一番重要だと思うので、この点について、まず、どのように現状がなっておるのか、推移を含めてお尋ねしたい、認識をお尋ねしたいので、関係資料の提出を求めたいと思います。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

関係資料というのは、統計いづかに見る指標がありますけども、これのこの20年くらいの推移が分かるものです。

○副委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

○商工観光課長

統計いくつかの市民経済の状況につきまして、過去10年分なら資料としてお出しすることができます。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 11:48

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が手元に届きましたでしょうか。

○川上委員

資料ありがとうございます。説明をお願いしていいですか。

○商工観光課長

本日提出いたしました「統計いくつかに見る市民経済の状況等について」、1ページ目をお願いいたします。

この資料につきましては、統計いくつかに記載されております市民経済の状況と経済活動別市内総生産について、令和4年度から過去10年分の推移をグラフ及び表にまとめた資料でございます。

「(1) 市民経済の状況について」、お願いします。グラフ1-1では、左軸に市内総生産及び右軸に1人当たりの所得を表しており、コロナ禍で令和2年度に一度、減少したものの、平成24年度と令和4年度を比較しますと、市内総生産では約1.2倍、1人当たり市民所得では約1.1倍となっております。同様にグラフ1-2につきましては、県内の推移を表しております。

次に2ページ目をお願いします。「(2) 経済活動別市内総生産について」、お願いいたします。こちらは経済活動別の総生産の推移をまとめたもので、記載していますとおり、平成24年度と令和4年度を比較しますと、農林水産業、宿泊・飲食サービス業の総生産につきまして、約2割から3割減少しております。一方で、鉄鋼業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業については約4割から5割ほど増加している産業もございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

私はこの資料に基づいて、次回、次々回の特別付託案件についての質問に生かしていきたいと思えます。

まず、市内総生産、市民所得の変動の要因について、検討したものがあるでしょうか。

○商工観光課長

具体的に検討したという申しますと、やはり令和2年度のコロナ禍で一時総生産所得が急激に下がった、それに伴いまして、国・県・市の施策の効果といいますか、そういうものがあり回復してきたのではないかと考えております。

○川上委員

新型コロナウイルス感染症の流行との関係のことは言われたわけですね。本市としても各分野で、先

ほど冒頭、企業についての支援のこととかもあったんだけど、雇用の拡大とか、いろいろ努力をしてきた面はあるじゃないですか。どのぐらいの影響が及んでいるか数字では私が把握してませんけども、移住支援による若い世代の転入を促すような施策になりました。そういうものが具体的にどういうふうに影響しているかについて、今後、調査をしたいというふうに思うんです。

ところで、1人当たり市民所得が平成24年度から令和4年度までの間に111.3%に、途中でジグザグがありますけど、伸びてますよね。これについてどういうふうに考えておられるかを尋ねていいですか。商工観光課長の答弁になるかどうかは分かりませんが。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 11:56

委員会を再開いたします。

○経済部長

申し訳ありません。こちらの市民所得の数字だけで、現在、何かを述べるということはちょっと難しいですので、今後、質問委員と具体的な内容等も少し打合せをさせていただいて、次回以降に考え等を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○川上委員

まず、先ほどの質問の意図としては、現在、第3次総合計画を策定中じゃないですか。この間、4月14日の全員協議会でも発言の終わりのほうで、質問ですということで、私がウェルビーイング個別調査、皆さんに提出していただいた、切り取って提出していただいているやつですけど、その中で皆さんがノーマークのところがあったんですよね。ノーマークのところが何かというと「雇用・所得」だったんですよ。ノーマークでいいほど数値がよかったかということ、一番低い点数だったんですね。主観点数は「雇用・所得」31.5なんです。それで客観点数は43.3なんです。これにチェックがかかっていなかった。だから、私はどう考えてますかって質問したと思います。大事なことで、考えていきますみたいな趣旨の答弁だったんですよ。4月14日。

それで、1か月ぐらいたっているんで、しかも総合計画の策定の作業が進んでいるし、今度、26日が全員協議会でしょ。それで、今言った今日の質問の通告も10日ぐらい前にしてるわけですから、本市の市民1人当たり市民所得がどういうふうに推移してて、今からどう向かったらいいのか、向かうのか、国や県、その他の影響も、当然、政策の影響もあるんだけど、お考えが当然示される、示すことができるのではないかとって聞いたわけですよ。

それで、市民所得が111.3%に伸びてますけど、物価の上昇率を考えてみただけでも、所得が伸びてよかったなあというふうに、この数字で言えるかと。全く言えないんじゃないかと。労働者の実質賃金の連続的なマイナスの状況とかを踏まえれば、しっかり着目する必要があるのではないかと。このテーマは経済建設委員会の付託案件である「経済政策について」という、少し幅が広いと思うけど、テーマとしてはふさわしいんじゃないかとって聞いたわけですよ。これは、市長が日常的に念頭に置いておかなければならない、予算の編成に当たってもですね、各種の政策を打つに当たっても、このことを考慮しているから、先ほど現金給付ではなくて生活応援クーポン券で頑張りますとかいう答弁ができたわけでしょ。私はそれは反対ですけど。認識があつての日常の市政運営のはずなんで、答弁ができて当たり前ではないかと。そういう趣旨の質問なんです。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 12:04

委員会を再開いたします。

○経済部長

申し訳ございません。趣旨は分かりましたけれども、この数字だけの資料で今何か申し上げるというのちょっと考えが思い浮かびませんので、申し訳ないですけれども、次回の委員会までにしっかりと勉強して、この数字をどう捉えていくべきかということも踏まえたところで、また答弁をさせていただきたいと思います。

○川上委員

市長は答弁ができないんですか。

○許斐副市長

先ほどの総合計画の関係のウェルビーイングの話もございましたけれども、あの際には、質問委員のほうから、ノーマークであって軽視しているんじゃないかというようなご心配も頂きましたけれども、この過去10年の例えば110.3%の伸びというものの自体が伸びたからオーケーだというふうには、当然、認識いたしておりません。

ここ10年の全国的なトレンドとしてはやっぱりおよそ10%弱の伸びを全体として示しております。一方で、やっぱり物価高とか、経済状況の不安であったりとか、例えば社会的な社会保険料の増とか、そういったものを含めたところであると、個人の方にとっては、いわゆる実質的な手取りの上昇を感じるような状況にはないというふうに考えておりますので、私どもは、当然、この110%の上昇は、経済状況が回復をしてこれでよかったんだというふうには考えておりませんし、今後、これを評価しながら、総合計画であったり、経済の振興策であったりといったものについては、そういった考え方を基にしてやっていきたいというふうには考えて評価をしておるところでございます。

○武井市長

関係部長、そして、許斐副市長もご答弁申し上げたとおりですけれども、1人当たりの市民所得というのは、市民の皆さんにとっては幸せ感につながるような指標だろうと思います。ご答弁申しましたように、お時間を頂きまして、多角的な面で分析をさせていただきたいと思うところでございます。

○川上委員

最後の発言にしますけど、これについては、我が国の経済指数から、GDPはこの間ドイツに追い越されて、実質的にインドにももう追い越されているか、追い越されるかというような指摘がありますよね。その辺で競争するかという問題は別にありますけれども、つまり、国民、市民の幸せという点でどうかという考え方は大事だと思います。しかし、それが土台となるものがこの経済ですので、私たちが共有すべき現実があるわけですから、それを引き続き経済建設委員会でもお尋ねして、よりよいものをつくり出せるようにしていきたいというふうに思います。これについては終わります。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:08

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

金子議員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから1点質問させていただきます。声の調子が悪いんですけど、どうぞよろしくお願いたします。

私はDMO、観光地域づくり法人について質問させていただきます。

市長は、今年度の施政方針の中で、第２次飯塚市観光振興基本計画に基づいた取組を着実に進めるとともに、戦略的な観光施策による地域づくりを実現していくための組織となる観光地域づくり法人を設立して取組を進めていくというふうに述べられました。これまでDMOについては、同僚議員から一般質問や代表質問等で質問されておりましたが、改めて、観光地域づくり法人を設立するに当たっての本市の観光についての在り方、考え方をお尋ねいたします。

○商工観光課長

第２次飯塚市観光振興基本計画において、観光振興の目的として、地域経済の活性化、イメージアップ、筑豊地域の発展を掲げております。観光による地域経済の活性化には、来訪者数の増加や滞在時間の延長により、消費額拡大を図り、地域・社会・経済を好循環につなげていく必要があります。また、来訪者を増やすには選ばれる地域となり、そのためにもイメージアップは重要な要素であり、来訪者の動向やニーズの分析等を行い、戦略的な情報発信に努めることが大切となっております。そして、近隣自治体とも広域連携を図りながら、互いの観光資源の魅力を掛け合わせ、さらに訪れてもらえるような筑豊地域全体の発展につなげることも重要だと考えております。

現在、観光庁が推進している観光地域づくり法人は、客観的データに基づいた観光戦略や地域全体のマネジメントプロモーションなど、観光客視点を持ち、戦略的に推進していく組織であり、本市観光振興を推進していく上でも中心的な役割を担う組織であると考えております。

○金子委員

第２次観光振興計画において、観光振興の目的として、地域経済の活性化、イメージアップ、筑豊地域全体の発展を掲げており、観光地域づくり法人、DMOは客観的データに基づいた観光戦略を行う組織であり、観光振興を行う上で中心的な役割を担う組織だと考えるということとで理解しました。

また、観光振興計画では、飯塚版DMOの設立の検討を２０１８年度当初から検討されており、２０２７年度が方針決定とされておりましたが、ある意味、前倒しで計画進められているということだと思います。

では、この観光地域づくり法人をどのように設立していくのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

昨年度、DMO設立準備会において、第２次飯塚市観光振興基本計画を踏まえ、各種マーケティング調査や協議等を重ね、観光地経営戦略を作成していきました。この戦略の着実な実行と経済の好循環を実現するためには、データに基づく視点を持ち、民間事業者のノウハウを活用した組織づくりが重要だと考えます。このため、実行力の高い組織体制を構築する手法として、観光地域づくり法人の担い手を広く民間から募る公募なども検討しながら、持続可能な観光地経営の確立を目指していくことが必要であると考えております。

○金子委員

観光庁の資料によりますと、DMOの設立に関しては、２０１５年設立当初は観光客を増やす仕組みとして始まりましたが、何度かそのガイドラインを改正し、２０２５年にも改正が行われ、２０２５年の改正では、地域経営組織としての役割が大きくなっております。今までのご答弁では、昨年度、DMO設立準備会で観光地経営戦略を作成したというふうに言われましたが、２０２５年のガイドラインでは、DMO申請には策定が義務づけられております。本市の観光地経営戦略について、もう少し詳しく知りたいと思いますので、この観光地経営戦略について、資料要求したいと思います。委員長の方で取り計らいをお願いいたします。

○副委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、金子委員から要求がっております資料は提出できますか。

○商工観光課長

提出できます。

○副委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:05

再 開 13:06

委員会を再開いたします。

○金子委員

この資料の説明をよろしくお願いいたします。

○商工観光課長

提出資料につきましては令和8年3月10日で策定しました飯塚市観光地経営戦略でございます。ちょっと資料が枚数が多いため、抜粋してご説明させていただきます。

まず、6ページからにつきましては飯塚市の現状について記載しており、9ページからは各種データ、また、各種データに基づく調査結果の概要は15ページに記載しております。そういった調査の結果の結論といたしましては、観光に関して住民の誇りはあるけれども、観光地としての満足度は低い結果となっております。

まとめとして、26ページをお願いいたします。具体的に申しますと、将来的な観光ビジョンとしましては、1つ目として、飯塚市にしかない地域資源を磨き上げ、賢く観光を生かす仕組みをつくっていく。2つ目として、多様な人が行き交う地域だからこそ観光を通じて市で選ばれる地域へと進化させる、3つ目として、地域で残すに値する未来をみんなで描くということを目指す姿として記載しております。

○金子委員

説明ありがとうございました。今日見せていただいたので、すぐに質問はできませんけど、今後、またこれを見ながら質問させていただきます。

今日は、このDMOの担い手を広く民間から募る公募の実施を視野に入れると、先ほどおっしゃいましたけども、公募を実施するもし場合があれば、その事務手続についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

まず、公募する場合につきましては、公募実施のまず内部での意思決定が必要となります。また、意思決定した後につきましては、実際に補助金の交付要綱の策定及び関連する手続が必要となってきます。そして、その交付要綱に基づいた実際の募集要項及び審査基準を作成した上で、公募期間をある程度設けまして、募集していくこととなります。その後、応募があった団体について審査基準に基づいた選定を行い、決定していくこととなります。

○金子委員

去年は準備会が開いて、そのあと、このDMOについて、そのまま公募というのは、私も知らなかったというか、公募をするんだという、今回の委員会の打合せで分かりました。結構、手続も大変だろうと思うし、また、この提出する資料もかなり複雑なものなんではないかなというふうに私も感じましたが、この応募して、申請して、そのあと登録までもまた時間がかかるように観光庁の資料ではなっております。そのスケジュールについてお尋ねいたします。

○商工観光課長

今後のスケジュールとしましては、今年度中には観光地域づくり法人を設立し、補助金を交付しながら実績をつくっていきたいと考えておりますし、また、先ほど質問にありました国

の登録に向けてのスケジュール感につきましては、最短で申し上げますと、次回の登録に向けた申請については令和9年7月に登録申請、それから約1年をかけて国において審査された後、早ければ令和10年4月に国から登録を受けるスケジュール感となります。

○金子委員

私も観光庁の資料見ますと、やはりこのガイドラインが以前に比べてかなり厳しくなっていて、審査も2年かけてやらなくちゃいけないし、資料の中にも実績報告というのがあって、しっかりそれを書いた上で申請するという流れになっているということも分かりました。なので、しっかりと準備期間が必要なんではないかなというふうに考えます。でも、今までの流れが何も見えてきてなかったのもう少し整理というか、私たち議会に対しても説明が欲しいなというふうに思っております。

では、観光振興をしていく上では、飯塚市だけでなく、ほかの自治体との連携も必要だと感じております。これまで近隣自治体と連携した観光の取組などあれば、ご説明をお願いいたします。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:12

○委員長

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

これまで嘉飯圏域定住自立圏事業の一つとして、飯塚市、嘉麻市、桂川町と連携して、それぞれが持つ観光の強みを生かし、互いに補完し合うことで、地域全体の誘客の促進や周遊情報発信等に取り組んでまいりました。

具体的には広域での観光ルートやコンテンツの作成、観光パンフレットの作成、PR動画を作成し、ユーチューブ広告として広く発信、Instagramを活用した観光、スポーツの情報発信など、計画的に取り組んできたところでございます。

○金子委員

では、今後の広域連携の事業について、何か計画などあれば説明をお願いいたします。

○商工観光課長

福岡県では、県内6地域に広域観光エリアを設定し、都市部に集中する観光客の県内周遊を促進するため、新たな観光地域づくり事業に取り組んでおり、この飯塚市、嘉麻市、桂川町もそのエリアの一つとなっております。

そこで、これまで嘉飯圏域定住自立圏事業として取り組んできた独自の連携事業に加え、自治体だけでなく、各観光協会や商工会議所、商工会を含めた嘉飯桂観光推進協議会を今年4月に立ち上げ、さらなる周遊観光の促進に取り組んでいくこととしております。

○商工観光課長

DMOの登録の区分は、「広域連携DMO」、「都道府県DMO」、「地域DMO」とありまして、その地域DMOの中にも、単一の市町村、あるいは複数の市町村の区域とする場合がありますが、本市はどのような形で登録するのか、お示しください。

○商工観光課長

先ほど、嘉麻市、桂川町、飯塚市で広域で連携しているということを答弁させていただいております。その中で、嘉麻市につきましては既に観光地域づくり法人が存在しておりますので、飯塚市単独での設立を目指していきたいと考えております。

○金子委員

分かりました。飯塚市は単独でDMOを立ち上げるということですね。

では、飯塚市、嘉麻市、桂川町の連携以外でも、シュガーロード等を利用した広域な連携も必要かと思います。具体的な取組などがあれば、ご説明をお願いいたします。

○商工観光課長

広域での連携につきましては、シュガーロード連絡協議会というものがあまして、この協議会につきましては、長崎街道沿いの3県8市で構成された連絡協議会で飯塚市においても活動しております。

令和2年には日本遺産に登録され、様々な場所でPR活動やイベント等を実施し、各地域の魅力を発信しているところでございます。最近では、8市合同でシュガーロードマルシェを開催するなど、広域連携事業に取り組んでおります。

○金子委員

最後、要望になりますが、飯塚市でDMOつくっていくのであれば、大量集客型の観光ではなく、飯塚市には長崎街道があったとか、炭鉱で栄えたことを含めた歴史的背景を大切にしながら、文化、食、そしてスポーツを観戦したり、体験したりするなどを売りにすることができるのではないかと考えています。そのためにも、観光に関わる人や今まであった団体を大切にしながら、そことしっかり協働することが大切だと考えております。

また、市民の方にも協力していただくことも大変重要になっていくと思いますので、そこもしっかり連携をお願いいたします。

最後に、先ほどやっこのDMOの形が私の中で形として見えてきたなあと思っております。私だけでなく、この議員の中でもDMOって何って思ったときに、今まで何の資料もなかったというのも私は問題ではないかと思しますので、今後のスケジュール感も含めたところで、飯塚市がどんなふうに飯塚市のDMOを進めていくのか、それをしっかりとまとめて提案できるものをご提示できるようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

関連した質問をさせていただきたいと思います。

観光行政が抱える、本市が抱える課題、それとかDMOへの期待を、DMOをつくられるわけですけど、期待を答えられればお願いします。

○商工観光課長

やはり観光資源が乏しい部分は飯塚市としての課題もありますし、人口減少下において、やはり、集客していくため、これから観光の振興を推進していく必要があると思います。そういった中で、今回、観光地域づくり法人に期待するところにおきましては、やはり持続可能な継続的に集客できるような企画、また、マーケティング等に基づいた企画提案等を期待しております。

○瀬戸委員

そうですね。いわゆる、観光に来てもらって何を期待してるか。やっぱり、稼ぐ力ですね。今、非常に日帰り型の観光客は、飯塚に私は多いと思うんですけど、やっぱり泊まっていただくような仕掛けとか、いろんなことを今からDMOの中でやっていかれるように、これは要望ですが、そういうふうに宿泊される、なるべく滞在していただけるような仕掛けをしていただくように要望しておきます。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

観光行政に関わって質問いたします。

第2次総合計画の中では、筑穂地域については、サンビレッジ茜及び旧長崎街道内野地区を

一連のものとして捉えているわけですね。サンビレッジ茜については、本体の経営については休止するということになっておるわけですが、このサンビレッジ茜及び内野宿長崎屋を含むについては、現状どうなっているのか、確認したいと思います。

○商工観光課長

現在、休館をしております内野宿長崎屋及び展示館につきましては、不法占用に伴う明渡しに関する一連の手続終了後、当時、管理運営をしておりました旧内野地区活性化協議会が所有していた資料や備品等の残置物がございました。このため、現在、旧役員や会員の方々によって撤去作業が行われており、順次、整理してきていますところでございます。

また、サンビレッジ茜につきましては、令和8年4月より休止となっているところでございます。

○川上委員

先ほど言われました、不法占拠に関わっていると言われた旧長崎屋に関してなんですけれども、ここの利用見通しというのはどうでしょうか。

○商工観光課長

今、片づけ作業を実施しておりますので、片づけ完了しました後、地元の方などと意見交換しながら、利用について検討していきたいと考えております。

○川上委員

いつから片づけ作業に入ってるんですか。

○商工観光課長

令和7年4月から片づけ作業が入っております。

○川上委員

1年がたったと。いつ終わるんですか。

○商工観光課長

これまで旧内野地区活性化協議会の方々には残置物の撤去について、口頭で何度もお願いしており、作業も継続して行ったところでございます。しかしながら、残置物の整理の状況は進んでも、なかなか完了に至っていないため、文書にて6月30日までの期限を設け通知しております。

○川上委員

その中の物を片づける責任は誰にあるのでしょうか。

○商工観光課長

片づける責任、所有物、残置物に関しては旧内野活性化協議会だと思いますし、その管理について飯塚市商工観光課が担当していると考えております。

○川上委員

今、責任があると言われた団体は、今も継続しているわけですか。

○商工観光課長

存在しておりません。

○川上委員

存在していないところに6月30日までに片づけるようにという、何を出したんですか。

○商工観光課長

旧一般社団法人内野地区活性化協議会の元代表理事に対しまして、内野地区長崎屋展示館内の残置物の撤去についての通知ということで出しております。

○川上委員

法的な責任関係はどういうことになるんですか。

○商工観光課長

法的と申しますと、やっぱりそういった残置物についての所有権は旧内野地区活性化協議会

にあると考えておりますし、また、その強制撤去につきましても、今後、顧問弁護士等に相談できればと考えております。

○川上委員

「旧」とおっしゃるんですけれども、存在していないところに責任があるというのはどういう判断なんですか。残置物の所有権が解散したところにあると。法上、どういうことになるんですか。

○商工観光課長

もともと、そういった所有物については所有者に権利があると考えておりますし、そういった詳細な何法の第何条とかいう部分については分かりかねるところがございます。

○川上委員

何だか分からないけど、6月31日までに片づけてくださいというのを、今は存在しない団体の元代表役員の個人に通知しているわけですね、市長名で。市長名で通知したんですか。

○商工観光課長

元代表理事とそのほか元役員一同という宛名で、商工観光課長名で出しております。

○川上委員

それは成り立つんですか。解散した団体の代表及び役員一同様というような文書を所管の課長名で送って、何か意味があるんですか、それは法的に。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:27

再 開 13:29

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

その残置物については協議会の所有物でありますので、先ほど答弁しましたとおり、通知を過ぎても片づけられない場合は、法的な部分で弁護士等に相談していきたいと考えております。

○川上委員

何度も言うようであれなんだけど、その責任のない者に、あるいは存在しないものの元役員に片づけてくださいと言う。何の根拠、権限があって言うのか。その文書を受け取ってもらったんですか、大体。それが分からない。

それで、中に残置物と言うけど、この団体が所有している残置物、この団体が預かっただけの残置物とかもあるわけでしょ。そういう物を処理できるんですか、本当に、高齢の役員の皆さんで。その辺はどう判断してるんですか。出すこと自体が、市として、筋の通った行為なのかというふうに思うわけですよ。

○商工観光課長

飯塚市商工観光課で所管している財産でありますので、今後の利活用を考えた場合に、不要な物については撤去していただきたいということで出しております。

○川上委員

ところで、この団体が解散するときに精算金というのが発生しましたか。

○商工観光課長

精算金というのは発生しておりません。

○川上委員

市は市営住宅とかいろいろ管理してるじゃないですか。例えば、市営住宅でも、どうしても中に物を残して入居者がいなくなる場合がありますよね、亡くなるということも含めて。そういうときはどうするんですか。中の荷物はずっとそのままなんですか。遺骨とかいったら別でしょうけど。市営住宅を適正に管理し、必要な市民に提供できるようにするのではないんです

か。この長崎屋、あるいはセンターの場合は、そういうふうには考えないわけですか。

○商工観光課長

同じような取扱いにはなりません。飯塚市のうちが所管している長崎屋について、利用を図る、できるようにしていく、利用していけるように取り組んでいくことが大切だと考えております。

○川上委員

旧団体の代表及び役員一同というのが、法的に何の意味もないんじゃないかと思うわけですよ。市が貸し付けた相手はそういう状況になって、もう解散して存在しないんだから。かつて役員だった高齢の方々に、さあ片づけてください、さあ片づけてくださいって言うだけで事態は打開できるのかと。6月30日という節目があるので、それ以降、弁護士とも相談して法的措置を取るということは分かりました。

それから、今、施設の活用の問題に関わって発言したんだけど、安全に管理保全するということについて、課長には既に報告しましたが、この間入って見てみますと、古井戸があって、穴が開いていて、高齢者でも、子どもでも、のぞき込んで落ちたら、もう助からないよなというような状況ですよ。それから、その隣には、ガラスが割れている状態ですよ。ガラスが割れた状態で、部屋の中が見えるんだけど、そこで孤独死されていたわけでしょ。それがそのままの状態なんですよ。何でガラス割れてるかというと、そこを割って、公的な機関が入ったからですよ。それで事態が分かったわけでしょ。それで、長崎屋の本体だって、そのまま、戸を閉めたままでしょ。地域の安全とか、それから、景観もありますよ。それから、コミュニティーの空気をそういう状態にしておいて良いのかという市の責任もあると思うんですよ。その辺について、どういうふうに管理してるんでしょうか。

○商工観光課長

そういった環境の面からも長崎屋及び展示館については職員のほうが施設を訪問しまして、換気作業や定期的に草刈り作業も行っていきながら、最適な維持管理を進めているところでございます。

○川上委員

孤独死状態が発見されて、ガラスを割られたのはいつですか。何年前になるんですか。

○商工観光課長

令和5年6月13日でございます。

○川上委員

そうしたら、もうほぼほぼ丸3年、あの状態をずっと放置してるということになりますよね。草も当然伸びますよ。空気を入れ替えても、ガラス割れてるんだから。日常的に空気を入れ替えるほどのものではないけど。管理しているって言うけど、なぜ3年もあの状態が続くんですか。

○商工観光課長

亡くなられたのが確認できたのが令和5年6月でございまして、それから弁護士等による精算手続にも時間を要しておりましたので、現在に至っております。

○川上委員

これぐらいの一抱えある古井戸ですよ。今、ブルーシートかけてもらってね。今すぐ、安全に不安があるという状況ではなくなったんだけど、その横には仮設簡易トイレがあるでしょ。あれもえという感じですよ。その横には土蔵があるでしょう。旧長崎街道内野宿長崎屋とか、第2次総合計画にまだ書いてるんですよ。予算のこともあるのかもしれないけど、あのようないきさまで何年も続けてというのはちょっとあり得ないと思います。

それで、最初に言われたように、速やかに市が責任を負える状態にするのと、それから安全と保全の問題については直ちに手を打ってもらいたいと。土蔵もあのままにしたら、崩れますよ。

それから、今後の方向性の問題でお聞きしたいのは、観光資源として活用するということと、それは地域の過疎化対策、活性化と結びつくような方向でいくべきではないかと思うんですね。それで、ちょっとそれるかもしれないけど、筑豊地域の田川、直方、飯塚で観光協議会をつくっているんですかね。今、どういう機能を果たしてますか。

○商工観光課長

田川、直方とでの観光協議会というのはございません。

○川上委員

いつ解散したんですか。

○商工観光課長

解散というより、もともと組織がないと思っております。

○川上委員

あったんですよ。今もあるんじゃないですか。商工観光課長が知らないって言ってるんで、もう過去形になるのかもしれないけど、あったんですよ。伊川温泉とか——、いや、あったでしょ、飯塚市は。桜まつりみたいなこともやってたわけですよ。知らないってことが分かりました。

それで、筑豊地域と連携した観光資源として、旧長崎街道内野宿を活用するというのは重要だと思ひ、それからサンビレッジ茜の活用もあると思うんだけど、福岡都市圏からの誘客などについて考え方はどういう状況でしょうか。

○商工観光課長

福岡都市圏に限らず、先ほど答弁しましたように、シュガーロード連絡協議会というのも入ってまして、その中で長崎街道内野宿等についても、飯塚宿についても、ともにシュガーロードとしてのアピールをしながら、誘客を図っていきたいと考えております。

○川上委員

過疎地域対策発展計画を3月に策定しましたね。この中で、このサンビレッジ茜、旧長崎街道内野宿についてはどういう位置づけなんでしょうか。

○商工観光課長

筑穂地域の長崎街道内野宿、潁田地区の旧松木醤油屋などの文化財、レクリエーション施設の県営筑豊緑地などが点在しているものの、その観光資源を十分に生かされてないため、これらの資源を含めた観光周遊ルートや体験プログラムを作成し、集客力の向上による交流人口の増加を図ることが必要となっておりますとの記載をしております。

○川上委員

連休中、ゴールデンウィークに、夜須高原に行ったんですよ。帰りは、先ほど言ったような姿の内野宿をもう一遍見ました。どこからおみえか分かりませんでしたけど、夜須高原のほう、途中でヤマメを釣ったりするような所とか物すごい人手でした。これは日常的にあるといいかなと思ったりしたんだけど、筑豊圏域での連携プレーというのと同時に、筑穂地域については、福岡都市圏との連携をもう少し工夫してもいいんじゃないのかなと。冷水トンネルももちろんありますし、それから、筑豊本線原田線についても少し工夫して、JRといろいろやれば。例えば、今度どうなるのか心配ですけど、平成筑豊鉄道のとことこ列車みたいな、いろいろ鉄道を使った工夫というのが福岡都市圏との関係ではかなり使えるんじゃないかなあというふうに、資源としてね、そういうふうにも思いましたので、それは発言して述べておきたいと思います。

大規模小売店舗を立地法に関することです。本市は、市有地、旧卸売市場跡地を活用するというか、売却して、事実上誘致した企業があります。そこに限らず、今申し上げました大規模小売店舗というのは、地域との共存共栄が大前提だと思うんですよ。それは地域住民との共生、それから地元の中小商店との共存共栄というのが前提だと思うけど、それが今、成功しているかどうかについて心配があります。これは適切に対応して、共存共栄ができるように本市とし

でも役割を果たすべきところがあるかと思うんだけど、その立場で質問したい第1は、出店というか、開店に当たってのチェック項目、どういうものがあるのか、お尋ねしたいと思うんです。それは大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針というのがありますよね。その要点をちょっと紹介していただけますか。

○商工観光課長

大店立地法、正式名称「大規模小売店舗立地法」とは、大型店舗の出店によって周辺の生活環境が悪化するのを防ぐための法律となっております。主なチェック項目としましては、周辺住民の生活環境を守るため、交通渋滞、騒音対策、廃棄物、その他街並みなどへの配慮をがされているかどうかのチェックが、県を通じて飯塚市のほうに照会が来ます。

○川上委員

どのぐらい照会があって、回答というか、意見を出したということですかね。どのぐらい出してるんでしょう。

○商工観光課長

今年度でいえば1件あったと記憶しております。

○川上委員

先ほど紹介しました大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針は、大きい1が、設置者が配慮すべき基本的な事項ということで、5点ありますね。それから、2として、大型店の施設の配置及び運営方法に関する事項として、今、紹介があったような諸点が規定されているんですね。その点でいうと、例えばですけれども、駐車需要の充足その他による大型店の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項として、駐車需要の充足等交通に関わる事項でしょう。この中には、駐車場の必要台数の確保とか駐輪場の確保、自動二輪車の駐車場、荷さばき施設の整備、経路の設定。荷さばき施設の場合は、後で言いますが、それなりに大きい車両がずっとアイドリングしている場合もあるんですよ、冷蔵が必要な場合などは特に。それで、これは後で言うような騒音とかに関わってこないかという問題もあります。それから歩行者の通行の利便の問題、廃棄物減量化及びリサイクル化についての配慮、防災・防犯対策などがあるんですよね。あと、今言われた、騒音の問題でしょ。それから、廃棄物に関わる問題としては悪臭の問題もあります。街並みの問題もあります。

これらについて、総合的に本市が旧卸売市場跡地に進出してきた企業について、どういう意見を述べたんだろうかと思うわけです。聞かせてもらっていいですか。

○商工観光課長

すみません、今手元に資料がないため答弁しかねます。

○川上委員

それは、今は答弁できないってことですか。

○商工観光課長

資料がないため、答弁できないということです。

○川上委員

それで、開店の時には、環境問題、交通問題とか、それから、騒音、悪臭について、クリアするだろうということで、特段の問題もなく、出店、開店したかもしれないけど、それは動き出す前の話ですからね。

ゆめタウンが動き始めて何年なるんですかね。

○商工観光課長

3年になると思います。

○川上委員

そうしますと、届出のときに、これでクリアできますと言ってたものが本当にクリアできて

いるのか、どうかという事後評価が要るんじゃないかと思うわけですよ。開店後の評価は、仕組みとしてはどうなってますか。

○商工観光課長

開店後にそういった諸問題が出た場合は、市を通して県に報告するようなことはありますけども、今のところ、そういった報告をしたことはございません。

○川上委員

そういう状況を把握したときは、飯塚市が福岡県に報告することができるということですか。

○商工観光課長

報告ができます。

○川上委員

報告をすると福岡県はどういうことをするんでしょうか。

○商工観光課長

報告をしたことがないので、どういった対応になるかはちょっと不明ですけども、県としても指導はできないことは確認しておりますし、そういった話がございましてということは、事業者さんに対して説明はしていくというところまでは確認できております。

○川上委員

報告をしたことがないので、福岡県がどうするか分からないと。自分の報告はどういうことになるか分からないけど、報告をすることができるという説明は正しいんでしょうか。

福岡県は、著しい生活環境の悪化が認められる場合は、市の報告によらずとも確認できれば、設置者に対して勧告できるんじゃないんですか。是正の勧告、できないですか。

○商工観光課長

申し訳ございません。そこまで、県のほうに確認したところ、勧告という言葉聞くことができず、そういった話があるということは事業者さんに伝えには行くということを聞いております。

○委員長

質疑が細かい制度まで入り過ぎているようでありますんで、意見として述べられるか、どちらかにしていただだけませんか。

○川上委員

細かいことを聞くのが委員会なんですよね。この委員会を職権濫用した議長から取り戻して、確立して、最初の閉会中の審査なんです。それで、委員長が言われることは分からなくてもいいけど、もう少し質問させてくださいよ、答弁をきちんとしないので。大体、今、答弁されると思うけど。

今、副市長が経済部長と何か打合せをされとていたので、答弁の用意があると思うからお願いします。

○許斐副市長

私も、今、大店法の条文を読んでおりましたところ、今、質問委員が、恐らく勧告のところ、第9条の項目のご指摘を頂いているものかなと思ひまして、打合せをしておりましてけれども、この第9条で述べられております勧告等は、恐らく設置時点での県の意見等に対することが守られないときに向けての勧告のことを指しておるんじゃないかなというふうに判断をいたしましたので、今、内部で話をしていたところでございます。

○川上委員

そういうことだと思います。

ですから、設置の段階で多分大丈夫でしょうと、そうに違いないと思ったものが、実はそうではなかったという場合は、勧告の対象になるんじゃないかと。そういった点でいえば、直接、県が責任を負うという面もあるけど、事実上誘致した、24億円ちょうどあの土地を売った

んですからね。そういう役割を果たした市が住民との、地元との共存共栄において、そごがないのかと、矛盾がないのかについては、きちんと把握していく必要があると思うんですね。

それで、この間、地域から売行きが落ちたとか、生活住環境が悪化したとかいうような声は、市には届いてるんですか。

○委員長

苦情等か何かあったかという質問でいいんですか。暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 13:58

委員会を再開いたします。

○経済部長

ゆめタウンにつきましては、建設当時、騒音等の苦情は来ておりましたし、開店後も、大型車とかに關しての苦情が来たりとか、あと、従業員さんたちの車が増えてということの苦情は届いてましたので、それについてはイズミのほうにお伝えをして、改善をお願いしております。

○委員長

そのことに対しては苦情等であって、違法ではないわけでしょ。単なる苦情等がありましたということになると、今、質問者が言われるのは、それに対して県に申立てをして、調査に入ってくれとかいうこまでつながってくるような質問の内容だったと思います。だから、苦情とか、ただありましたということだけじゃなく、それが違法性があるとか、違反性があるとかいうことかどうか判断して答えてください。暫時休憩いたします。

休 憩 13:59

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

先ほどの観光協議会の質問に対して、執行部から訂正の答弁がございますので、よろしくお願いします。

○商工観光課長

先ほど質問委員が言われました直方、田川、飯塚を含む観光に関する協議会につきましては、筑豊地区観光推進協議会という15市町で構成してる協議会がございます。

○川上委員

確認します。

それで、先ほど大店法との関係の答弁で、イズミには大きな影響があったとは言わなかったけど、苦情等について、イズミには伝えることがあると言われましたね。それで、私の趣旨は、それは福岡県に法に基づいた形で勧告してもらえるように県に伝えたかという趣旨になるわけですね。それはどうでしょう。

○経済部長

大店法に違反するような、そこで決められた以上の騒音とかそういったものは何かありませんでしたので、市のほうに來た苦情に關しては、イズミのほうに直接気をつけるようにというような形でのお願いをしたというようない形で答えしました。

○川上委員

それは分かりました。

大店法に違反とかではなくて、生活環境に、設置時点で想定していなかったような著しい環境への影響が生じているときには、福岡県に報告、ないし、情報提供というのをして、どうするかについては福岡県が判断するところだろうと思うわけです。率直に勧告を求めるというような場合もあるかと思いますが。

そこで、せっかく答弁がありました、イズミに苦情や要望を伝えたと、こういうことがありましたよというのを。そのことなんですけど、それは改善したんですか。

○企業誘致推進課長

過去におきまして、令和7年10月6日に情報のほうが入りまして、ゆめタウン北側の住民から、「早朝5時頃、荷下ろしの車両の騒音、排気ガスに迷惑している。南側へ移動してもらいたいということをゆめタウンへ市からも伝えていただきたい」というふうな申出がっております。この申出に伴いまして、ゆめタウンのほうを訪問いたしまして、状況確認をして、できる対応はすると、そういったところをゆめタウン側から返答を頂きまして、その後、この関係について、新たに問合せがあったということはございません。

○川上委員

騒音、悪臭等についてイズミで対応できるもの。直接対応できるもの。また、入居テナント、入居している事業者が対応すべきもの、するもの。また、入居している事業者の職員、従業員が対応すべきものと、幾つも要因はあろうかと思うんですよ。個々に分け入って、改善をし、そして、大型店舗が地域と共存できるようにする仕事は市にあるのではないかと思うわけですね。それは市としては、企業誘致推進課が担当するわけですか。

○企業誘致推進課長

ゆめタウンにつきましては市のほうが誘致をして来ていただいた企業でございますので、企業誘致推進課のほうで対応しているという状況でございます。

○川上委員

先ほどの話では、ここ最近では、苦情・要望があった後は、イズミに働きかけた後は、ないというようなことでしたけども、私も現場へ行きますので、現場でこの程度の音が大丈夫なのかと、このぐらいの臭いが大丈夫なのかというのを、現地で確認を一緒にしてください。その結果を、また、経済建設委員会でやり取りしましょう。お願いします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、13件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

新たにオートレース場外車券売場が開設されましたのでご報告いたします。

資料の「専用場外発売所の開設について」をお願いいたします。名称は「オートレース別府」、開設場所は大分県別府市亀川東町1番36号、別府競輪場メインスタンド内に設置されております。設置者は別府市公営事業局、管理施行は飯塚市で、全国5場のオートレース車券発売を委託いたします。オープン日は、令和8年5月3日になります。

今回、オートレース専用場外発売所が競輪場内に設置されることは、全国で初めての試みとなります。

これによりまして、資料2ページにありますように、全国の専用場外発売所は39か所となり、そのうち飯塚市管理施行の発売所は12か所となっております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この件については、日本トーター、本市が包括的一括委託してるわけですが、どういう関わりを持っているんですか。

○公営競技事業所副所長

契約のほうは飯塚市と別府市のほうとなりますので、日本トーター株式会社との直接の関係はございません。

○川上委員

今後の事業との関係でもう全く関わりはないわけですか。

○公営競技事業所副所長

オートレースの委託発売をすることに関しまして日本トーターは関係ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「筑穂支所正面駐車場における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

「筑穂支所正面駐車場における車両損傷事故発生の報告について」、ご報告いたします。

資料「筑穂支所正面駐車場における車両損傷事故発生の報告について」をお願いいたします。本件は、去る4月15日水曜日、午後2時5分頃、農業委員会事務局職員が筑穂支所正面駐車場に駐車する際、北側入口から左折進入し右側の駐車場に駐車するために徐行しながら右折進入したところ、車両右後方部に揺れを感じたためすぐに停車し後方を確認すると、相手方車両の左前方部が市車両の右後方部に接触しており損傷したものでございます。現在、損害賠償額について示談交渉中です。なお、相手方、市側ともに人身傷害はございません。

今後、このような事故が起こらないように、運転中は常に運転に集中し安全運転に努めるよう、当該職員及び他の職員に指導を行いました。今後も引き続き、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道上における車両損傷事故について」、ご報告させていただきます。資料をお願いいたします。

本件事故は、令和8年3月31日火曜日、午後1時20分ごろ、飯塚市吉北地内において、土木管理課職員が市道端の草を伐採中、津島方面から小竹方面へ走行してきた相手方車両に対し、フロントウインドーガラスを飛び石により損害を与えたものです。

本件事故における損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っているところです。

本件事故の原因につきましては、草刈り中、防護ネットを持ち、作業を行っていましたが、飛び石の勢いが強く、広範囲に飛び散ったことで対応に遅れたことによるものであり、安全確認を確実に行えば防げた事故であります。当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、課内職員に対しましては、今後、日常業務におきましても、このような事故が起きないよう周辺の状況を十分に把握し、安全作業に細心の注意を払うよう指示して参ります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

防護ネット等を持っていた職員は1人ですか。

○土木管理課長

1人でございます。

○川上委員

今まで防護ネットを持っていて飛び石で事故が起こったということはありませんか。

○土木管理課長

今まではございません。

○川上委員

この間、防護ネットなしで、課長が知ってる範囲内の中で、やって事故がありましたとかいうことはありましたけど、なぜ、今度、防護ネットがあるのに事故が起こったのかというと、さっき「勢いがよくて」とか言われましたよね。意味が分からない。

○土木管理課長

刈り払い機を激しく下の土のほうに当てたことによって、石が激しく飛び散ったということでございます。

○川上委員

金属盤の刈り払い機でしょ。今後、金属盤でそのように事故が続発するのであれば、飛び石が生じにくい形の物とか、検討できないんでしょうか。

○土木管理課長

それはちょっと難しいと思います。

○川上委員

私も壊れるまで使ったことがあります。紐タイプがあるじゃないですか。ワイヤー。そういうので考えてみるとかしたら、やっぱり同じなんですか。

○土木管理課長

刈り払い機の歯は鉄よりか紐のほうが回転数が速くて、飛び散る可能性は高いと思います。

○川上委員

提案したら、こういうことになるわけですよ。それも駄目です。これも駄目ですと。

それで、一生懸命考えないと、この間から、作業している当事者、それから防護柵を持っている職員、周辺の子どもとか、人に当たったらどうするんだろうかといつも思うわけですよ。嚴重注意とかずっと言うでしょう。責任を負えないですよ。だから、絶対起きないというように、そういうような工夫が、何か本気でやらないと、草は刈らないといけないし、ちょっと考えてもらいたいと思います。1人とか絶対駄目ですよ。要望というか、指摘しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和7年9月議会におきまして契約のご報告をさせていただいておりました立岩・上三緒線道路改良（6工区）工事につきまして、原契約金額7144万5千円から198万9900円を増額しまして、変更契約金額7343万4900円としたものでございます。

施工場所としましては、資料2枚目の位置図にお示ししております飯塚市新立岩地内飯塚第

1 中学校正門横遠賀川堤防道路での歩道整備であります。

変更の主な理由としましては、資料3枚目平面図にて赤丸印にて表示しております2箇所となりますが、まず1つ目ですが、平面図左側箇所の土留め工について、ブロック積施工の際堤防道路法面の掘削を行ったところ、横断図で旗上げしております箇所において法面崩壊が生じたことから作業時での安全対策のため土留め工として軽量鋼矢板80枚を追加しております。

また、2つ目ですが、下流側からの施工とする中、飯塚第一中学校下流側進入路の整備が完了するまでの期間、上流側進入路を活用し上下流からの学校関係者車輛の通行としていましたところ、下流側からの車輛進入に支障を来たしましたことから法面に大型土のう16袋を設置し、車輛が安全に通行可能となるようにしたものです。

その他、現地数量の精査による変更を行ったものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この法面崩壊が生じたのはいつのことですか。

○土木建設課長

法面崩壊を起こしたのは11月1日になっております。

○川上委員

天気はどうだったんですか、前後の。

○土木建設課長

天気のほうは今のところお答えすることができません。

○川上委員

崩壊したんでしょう。崩壊の原因は。

○土木建設課長

崩壊につきましては、一部違った土質というか、土があってございましたので、そこの層から崩れたような形になっております。

○川上委員

11月でしょう。金曜日ですか。何でこだわっているかということ、普通、天気の状況によって、触らないほうが望ましいという期間内に触ったのかなと。だとすれば、なぜかなというふうに思ったわけですよ。それは自然を相手にしているわけですからそういうことが起こり得るけど、普通しないような方法で行ったために崩壊したのではないかと。

けが人はいなかったんですか。

○土木建設課長

けが人のほうはおりません。現場で掘削する際にクラックが入りましたことから、現場では安全対策として避難しております。

○川上委員

分かりました。

何時頃ですか。

○土木建設課長

時間はちょっと記憶にないんですが、夕方ぐらいに報告があったと記憶しております。

○川上委員

こういう場合は、今、私が聞いたようなことを知っておくということだと思うんですよ。委員会の報告を1から10は全部報告するかどうかというのはあると思うけど、知っておかなきゃ教訓も出せないじゃないですか。

今回、けが人がなかったということなんで、それは幸いだったと思いますけど、知ってお

かなきゃならんというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚駅周辺整備事業計画期間の変更について」、報告を求めます。

○都市計画課長

J R 飯塚駅周辺整備事業については、令和 4 年 3 月に策定した「飯塚駅周辺地区整備基本計画」に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で事業計画期間として事業を進めております。これまで概ね順調に事業が進捗してまいりましたが、事業計画期間を 1 年間延長する必要性が生じたので報告いたします。

令和 8 年度におきましては、令和 6 年度に着手しております駅舎・東西自由通路新設事業、駅前広場整備事業、城ヶ崎踏切改良事業等を継続して実施しております。年度末の事業完了を目指しておりましたが、事業工程において、当初計画では並行して実施することとしていたものが同時期での実施が不可能と判明したこと、また、国の推進する「建設業の働き方改革」の取組により J R 実施工事のスケジュールを見直す必要が生じたこと等により、駅舎・東西自由通路新設事業、駅前広場整備事業において進捗に影響が生じ、事業実施協定を締結している J R 九州と協議の結果、事業計画期間を 1 年延長し令和 9 年度までの 6 年間とするものです。

資料の「飯塚駅周辺整備事業計画期間の変更について」をお願いいたします。変更後の完了予定時期につきましては、西口駅舎が当初の令和 8 年 12 月から令和 9 年 4 月に、東西自由通路及び東口駅前広場が令和 9 年 3 月から令和 9 年 9 月に、西口駅前広場が令和 9 年 3 月から令和 10 年 3 月となります。なお、予算につきましては、J R 九州との協議・調整が整い次第、補正予算により整理させていただきます。

今回、予期せぬ形で期間を変更することとなりましたが、今後も J R 九州とより綿密な協力のもと、事業の完了に向けて慎重に事業を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、「飯塚駅周辺整備事業計画期間の変更について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、1 年延びるもの、半年延びるもの、4 か月延びるものという感じなんですけど、その理由について 2 点言われましたよね。一つは、同時並行で工事ができなくなったと、働き方改革と。同時並行でできなくなったというのがちょっとよく分からないんですよ。どういうことなんですか。

○都市計画課長

要因としてですが、1 点目の J R との同時工事ができないということなんですけど、まず、J R 実施工事である駅舎東西自由通路整備工事と、本市の直接工事は東口駅前広場と西口駅前広場になるんですが、当初計画では並行実施することとしておりましたが、それが不可能となった理由としましては、並行実施には工事に要する工事ヤードの共有が必要条件でありましたが、J R 実施工事ヤードの範囲が想定以上の面積となったことから、本市の直接工事の時期を遅らざるを得ないという状況になっております。

○川上委員

それでもよく分からない。どこをヤードに考えておったのが、当初、J R と本市との協議では、ヤードのことも問題解決しているから同時並行でできるというふうになっていたわけでしょう。急にヤードが共用できないというようになった理由は、どういうことなんですか。

○委員長

分かりやすく説明したほうがいいと思うよ。というのが、ＪＲが駅舎を建てている。これが工期が延びてきている。そのヤードの確保のために、市の発注する仕事が着手できないと、仮囲いが邪魔になってということでしょ。だから、そういう説明は分かりやすくしたらいいよ。

○都市計画課長

当初予定しておりましたＪＲ九州の使うヤードの広さが実際にはまだ広がったということで、市の施工範囲が施行できなくなったことにより、市が着手の時期が遅れるような形になりますので、工事の期間が延長されるということになっております。

○川上委員

ＪＲの敷地内の仕事は、九鉄工業か、どこがするんですか、大体。

○都市計画課長

ＪＲ九州の仕事は三軌建設さんが行っております。

○川上委員

でも、当初の市との打合せどおりのことなんですよ。ヤードがどうなる、こうなるというのは、最初から分かっていたことじゃないんですか。それがなぜ、事業がこの段階に来て、急にこのブレーキがかかるのか分からない、ヤードのことで。

○都市計画課長

当初の計画では、ＪＲ九州さんが使う面積が少なかったものですから、私たち市のほうも共有して使うことができる計画でしたが、実際に工事にかかってみたら、ＪＲ九州さんの使う面積が増えたものですから、飯塚市の使う面積が少なくなり、施工ができなくなったような感じになっております。

○川上委員

ＪＲから協定、話し合いをしておったのに、うちがこのぐらいでは足りないから、飯塚市が場所を取らないでくださいと。飯塚市は工期を延ばしてくださいと。ＪＲの都合で本市が先延びになるわけでしょ、工事が。

そうしたら、飯塚市はＪＲに何て言うんですか。約束しておいて、予算も組みました。ＪＲの都合で、飯塚市は工事が先延ばしになりました、なりそうです。そのとき、飯塚市はＪＲに何と言うんですか。「そうですか」と言うわけですか。

○都市計画課長

ＪＲ九州とは工事に関して、月に１回、工程会議等を開いておりますが、その中で協議を重ねながら実施をしておりますけれども、その中で、ＪＲのほうからそのような要望が出てきたものですから、市としてもＪＲの駅舎の工事が完了しないと、うちの広場の工事ができませんので、そこら辺はちょっと譲って、施行しております。

○川上委員

これによって、事業費は減りますか、増えますか。当初予算におきましては、物価高騰の分と。

○都市計画課長

現時点ではまだ精算してませんので、その辺は分かりませんが、最終的には増える可能性はあると思います。

○川上委員

中東情勢のことなども考慮した場合、減らないと思うんですね。この影響について、ＪＲがヤードを余計に使いたいから飯塚市は使えませんかということが原因であれば、無駄に市民の税金を追加で出すわけいけないから、その点でいえば、ＪＲとしかるべく話し合いをする必要があるんじゃないかと思うわけですよ。その余地はあるんですか。

○都市計画課長

ご指摘の案件のことを考慮しまして、令和9年度においてもさらなる物価高騰の影響が継続するようであれば、事業費の増加につながることも考えられますので、今後もJR九州と効果的な事業実施を模索しながら事業を進めていきたいと考えております。

○川上委員

働き変えた方改革はどういう関係があるんですか。

○都市計画課長

働き方改革につきましては、国の推奨するいわゆる建設業における働き方改革の取組によるものでございます。今年度よりJR九州のほう働き方改革、いわゆる週休2日制を導入することになっております。

○川上委員

そういうのは分かってたんじゃないんですか、JRも、飯塚も、協議する過程で。だから、これは新たに生じた事情とはちょっと考えにくいわけですよね。そうすると、飯塚市が行う事業・工事について、入札の予定があったんでしょう、既に。その入札が延びるわけですか。

○都市計画課長

事業期間が延びることにより、発注時期が少し遅れることになります。

○川上委員

そうすると、よく調べてみないといけないけど、入札指名とかする場合、うちはもうその時期に手持ちがあるので除かれますとかいうような複雑な話があるじゃないですか。このように延びることによって、特定のところは有利になったり、特定のところが不利になったりするようなことが生じないかという心配もあるわけですよ。そういうことは起こり得ないですか。

○都市計画課長

すいません、現時点ではそのようなことはちょっと分かりかねます。

○川上委員

いずれにしても2つ原因を言われましたけど、後ろの働き方改革は事前に分かっていたはずなんで私は思うんですよ。JRの行為によって本市の事業が延びると。それによって事業費が増嵩するリスクがありますよ。一方で、延びることによって、入札において業者によっては不利になる、業者によっては有利になるというようなことが起こり得る、そういう心配をちょっとしております。それで、後者については検討しておらないということなんで、それは考えてみたらいいと思うんですけど。

JRの行為によって事業費が増える場合において、「そうですか」と、「税金から手当てしましょう」というようなことだけで、よいのかどうか、検討する必要があるんじゃないかと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○都市計画課長

工事請負変更契約について、2件、ご報告いたします。

最初に飯塚駅東口駅前広場整備工事についてでございます。工事請負変更契約報告書1ページをお願いいたします。本件は、令和7年度に実施いたしました。本工事につきましては、原契約額5475万4700円から145万7500円を減額し、変更契約金額を5329万7200円としたものがございます。なお、減額率は約2.66%でございます。

次に、変更契約の概要についてご説明いたします。本工事における地盤改良工につきましては、当初設計では、ボーリング調査結果に基づき、固化材の添加量を算出しておりましたが、

施工に先立ち、現地採取土を用いた配合試験を実施した結果、当初想定よりも少ない固化材の添加量で、所定の改良強度を満足できることが確認されたため、配合試験結果に基づき固化材の添加量を見直し、地盤改良工の数量を減工したものでございます。該当箇所につきましては、資料3ページの平面図において、青色に着色している部分でございます。

続きまして、菰田西公園整備工事の工事請負変更契約について、ご報告いたします。工事請負変更契約報告書4ページをお願いいたします。本件は、令和7年度に実施いたしました。本工事につきましては、原契約額5949万9千円から57万7500円を減額し、変更契約金額を5892万1500円としたものでございます。

次に、変更契約の概要についてご説明いたします。本工事における樹木の伐採及び伐根につきましては、当初設計では標準的な樹木の重量及び処分量を想定しておりましたが、実際の施工においては、樹木の含水率や根の張り出し状況の影響により、処分量が当初の想定を下回る結果となりました。このため、実際の発生数量に基づき、運搬費及び処分費について減額を行ったものでございます。該当箇所につきましては、資料6ページの平面図において、青色に着色している部分でございます。

以上、簡単ではございますが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約変更について」、報告を求めます。

○農業土木課長

2件の工事請負変更契約について関連工事となりますので、併せてご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。

令和7年第5回定例会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました鯉田井手ノ上遊水池新設（5工区）工事につきましては、現契約金額1億2387万7600円から747万8900円を増額いたしまして、変更契約金額1億3135万6500円としたもので、主な変更理由としましては固化材の配合量の変更に伴うものでございます。施工場所としましては資料2枚目にお示ししております、飯塚市鯉田工業団地の北側付近となります。

資料3枚目をお願いいたします。変更理由の具体的な内容としましては、遊水池底部の安定処理を行うため現地採取土による固化材の配合試験を実施した結果、資料の薄い赤色で図示しております範囲2060平方メートルに対して当初設計では固化材（通常型）で1立法メートル当たり105キログラムを固化材（高有機質型）130キログラムに、濃い赤色で図示しております範囲1831平方メートルに対して当初設計では固化材（防塵型）で1立法メートル当たり105キログラムを140キログラムに変更したことにより増額となったものです。

その他、現地精査による変更を行ったものでございます。以上が5工区の変更説明になります。

引き続き、鯉田井手ノ上遊水池新設（6工区）工事についてご説明いたします。資料4枚目の「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和7年第5回定例会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました鯉田井手ノ上遊水池新設（6工区）工事につきましては現契約金額1億730万2800円から425万9200円を増額いたしまして、変更契約金額1億1156万2千円としたもので、主な変更理由としましては固化材の配合量及び工事区域内の資材再利用に関する変更でございます。施工場所としましては資料5枚目にお示ししております、飯塚市鯉田工業団地の北側付近となります。

資料6枚目をお願いいたします。変更理由の具体的な内容としましては、遊水池底部の安定処理を行うため現地採取土による固化材の配合試験を実施した結果、資料右側上部の薄い赤色

で図示しております範囲 216 平方メートルに対して当初設計では固化材（通常型）で 1 立法メートル当たり 105 キログラムを 85 キログラムに、濃い赤色で図示しております範囲 1748 平方メートルに対して当初設計では固化材（防塵型）で 1 立法メートル当たり 105 キログラムを 90 キログラムに、資料中央部の黄色で図示しております範囲 1,010 平方メートルに対して当初設計では固化材（通常型）で 1 立法メートル当たり 105 キログラムを固化材（防塵型）90 キログラムに変更を行ったものです。

また、進入用の仮設道路等に使用しておりました再生クラッシャーランを遊水池の底版コンクリート下部の路盤材として再利用を予定しておりましたが、土砂が混在するなど路盤材として使用が困難であり必要量 299 立方メートルに対し 224 立方メートルが不足することとなったことから、新たに必要となった再生クラッシャーランの資材費及び土砂処分量を変更したものです。

その他、現地精査による変更を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

それぞれの変更の額が、「これによる、これによる、これによる」という説明がありますけれども、それを数字で説明してもらっていいですか。これだけ延びますよ。例えば、再生クラッシャーが余計に要りますからとか言ったけど、それは幾ら要るのか、それで単価が幾らで、イコール掛け算で幾らというような数字の根拠を知りたいんですけど、今、説明できますか。

○農業土木課長

5 工区工事につきましては、まず、通常型が 105 キログラムから 130 キログラムに変わりましたものにつきましては約 120 万円の増。その次の防じん型が、105 キログラムから 140 キログラムに変わった部分が約 500 万円の増となっております。その他、もろもろの精査した分が 125 万円ということになっております。

それと 6 工区になりますが、通常型の 105 キログラムが 85 キログラムになったものにつきましては約 13 万円の減。防じん型、110 キログラムが 90 キログラムになった分につきましてはマイナス 50 万円。通常型が防じん型、105 キログラムから 90 キログラムになったものにつきましては、161 万円の増ということになっております。

あと、残土処理につきましては、残土処分料が 154 万円の増、それと、資材の購入費、再生クラッシャーランの購入費が 72 万円の増となっております。

○川上委員

再生クラッシャーランが、利用しようとしたけれども土砂が混在しているので再利用に適さない物があったので、新たに調達したということでしょう。土砂が混在するように設計していたわけじゃないでしょ。いつの間にか混在していたというわけでしょう。どういうことなんですか。

○農業土木課長

再利用する路盤材がなぜ少量しか取れなかったかということなんですけれども、こちらにつきましては、仮設道路につきましては令和 6 年度に設置しておりました、これまでに今回の 6 工区工事を含めまして、3 件の工事で仮設道路を使用しておりましたことから、轍等の沈下により、多くの土砂等を混在するような状況になっておりましたので、路盤材として使用可能な量が確保できなかったということでございます。

○川上委員

それは誰の責任になるんですか。

○農業土木課長

どちらの責任といいますか、今回の 6 工区の工事につきましては、今まで使ってきた中で沈

下しておりますので、6工区工事の受注業者さんの責任ということではございませんし、私たちの見解がちょっと甘かったのかも分かりませんが、2回、3回と工事で使用することによっての沈下等の、そこら辺のどのぐらい沈下するとかいうことが計算がうまくできていなくて、全量取れるというような設計をしておりましたので、うちの計画がちょっと甘かったのかなというところがございます。

○川上委員

それはいつ気がついたんですか、路盤材として全部は使えない、新たな調達が必要という。

○農業土木課長

申し訳ございません。今、手元にちょっと資料等がございますので、日にちについてはちょっとお答えすることができません。

○川上委員

それから残土処分と言われましたね。ここの残土処分はどちらに持って行ったんですか。

○農業土木課長

こちらにつきましては嘉麻市にございます鎌田産業株式会社に搬出しております。

○川上委員

鎌田産業に持って行ったのはどういうふうに確認してますか、市は。

○農業土木課長

残土受入れの確認がございますので、相手方の証明をもちまして、確認しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、ご報告いたします。

今回、報告いたします工事は、土木一式工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、1件目及び2件目ともに、市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付けされている要件等を、決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。鯉田井手ノ上遊水池新設(7工区)工事につきましては、17者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2719万9600円、落札率91.99%で、株式会社フジイが落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によりまず16者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。鯉田井手ノ上遊水池新設(8工区)工事につきましては、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2406万6800円、落札率91.99%で、株式会社前田組が落札しております。

なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によりまず16者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

なお、3ページ以降については、入札結果、位置図の資料を添付しております。

以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 05

再 開 15 : 13

○副委員長

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところが令和8年4月1日、緑色部分と右端から2列目が令和7年4月1日を記載しております。これを比較しますと、常勤医師では、令和7年8月に循環器内科を標榜し内科を細分化したこともあり、内科が3名減、循環器内科が2名増となっており、そのほかの診療科目では泌尿器科1名増、救急科が2名増の計38名、非常勤医師では内科、小児科、泌尿器科、皮膚科、救急科で増減があり、6名減の計45名、合計は83名となっております。

次に、下段の看護師数でございますが、正規職員については、3名の減で計189名、臨時職員は4名の増で計39名、合計は228名となっております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらは、令和7年4月から令和8年3月の診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の左側に記載しております項目としまして、診療科目、延べ患者数の合計、1日当たりの患者数、病床利用率、診療日数、1日当たりの患者数前月比の順となっております。

表の右下の青色部分に、令和7年度の延べ患者数を記載しておりますが、その列の合計欄、下から5段目にお示ししておりますように、入院が6万7071人、外来は10万9654人となっております。これをピンク色部分の令和6年度と比較しますと、入院で3509人の減、外来で4709人の減となっております。

その主な要因といたしましては、内科常勤医が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症患者及び年末年始のインフルエンザ患者の減少、また、CT更新による受入れ制限等によるものと思われます。

また、1日当たりの患者数では、入院で183.8人、外来で453.1人となっており、前年度と比較しますと、入院で9.6人の減、外来で17.5人の減となっております。

病床利用率につきましては73.5%で、前年度より3.8ポイント減少しております。

以上、簡単ですが、「飯塚市立病院の現状について」の報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

特徴の説明までお聞きいたしました。分析としては、救急科の設置以降の動向について何かありますか。

○企業管理課長

救急医療体制を強化するために令和4年8月に救急科を新設しております。救急搬送の件数につきましては、令和4年度の2329件から5年度には2822件、令和6年度には3079件、令和7年度には2947件と増加傾向にあります。

○川上委員

増加傾向と。これは今後、救急が増えることが望ましいかどうか分かりませんが、需要があるのに対して応えられるということは大事だと思います。今後の見込みとしてはどういうふう

に見られているのでしょうか。

○企業管理課長

今後の見込みとしましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、令和7年度には若干減少しておりますので、受けることを拒まずに、最大限に病院のほうでは対応していただけていると思いますので、今後、そのような体制を継続していきたいと思っております。

○川上委員

ドクターヘリでの受入れというのはこの救急科に反映していくわけですか。

○企業管理課長

ドクターヘリにつきましては、市立病院で、一旦、受け入れして、久留米大学病院とかに搬送するような形になりますので、一度度は救急科に受け入れる形にはなるかと思います。

○川上委員

その件数はどの程度ですか。

○企業管理課長

すいません、数字については、今、持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきたいと思っております。

○川上委員

また、この間の推移等の関係でいえば、地域医療を支援拠点病院に認定されたというか、なりましたということで、患者が増える要因と場合によっては減る要因もあったんではないかと思うんですね。その辺はどう見て取れるか、お尋ねします。

○企業管理課長

令和5年4月に福岡県より地域医療支援病院の承認を受けております。令和4年度の年間患者数は17万7490人でした。その後、令和5年度に、地域医療支援病院の承認を受け、当年度の患者数は18万3532人となりました。続く6年度は18万4943人と微増しております。直近の7年度におきましては、17万6725人という、ちょっと減った形とはなっております。ただ、令和5年度の承認以降、地域における中核的な役割を担い、多くの患者様を受入れてまいりました。令和7年度においては、数字上、前年比で減少が見られますが、引き続き、地域医療支援病院として医療提供体制の充実強化に努めてまいります。

○企業管理課長

7千円の初診料については、障害はどの程度ですか。

○企業管理課長

すいません、ちょっと質問が聞き取れなかったんですか。

○川上委員

要するに、かかりつけ医の紹介がないまま市立病院にかかると、7千円かかるでしょう。そのことによって、障害が生じていないかを確認したいわけです。特に問題はないと聞いております。

逆に言えば、この7千円支払って受診している件数がどういうふうに推移しているかというのがあるかなと思うんですね。もともと飯塚市市立病院が私のかかりつけ医でしたという方々もないことはないんですよ。そういった点で、この件数の動向というのは、今、分からないでしょ。

○企業管理課長

令和6年の実績としましては1554件でございました。7年度につきましては1408件と減少しております。

○川上委員

これは先ほど、総受診数が1万件ぐらい減ってますので、その影響と見てもいいわけですか。

○企業管理課長

その影響もあるかと思います。

○川上委員

それでは大事な資料が出ておりますけれども、市立病院の決算推移と見込みについて、この際お尋ねします。

○企業管理課長

令和5年度の決算では1億3231万8千円の当期利益で、令和6年度の決算では8894万3千円の当期損失、令和7年度の決算見込みにはなりますけれども、経常利益が1億7332万7千円の赤字を見込んでおります。

○川上委員

すいません、1億7千幾らって言われましたかね。

○企業管理課長

1億7332万7千円です。

○川上委員

せんだって、4月17日、委員会視察に協力いただきありがとうございました。それで、その際、CTの利用状況についてお聞きもし、見せていただいたんですけれども、何か特徴的なところがあるのでしょうか、利用状況について。

○企業管理課長

市立病院からの聞き取りにはなりますが、令和7年度にCTを更新いたしまして、導入後の比較として、全体としましては、更新前の4月から12月の月平均が643件、更新後の1月から3月の平均件数が642件となっておりまして、全体数としては変化はございませんが、紹介の件数としましては、4月から12月の平均件数が41件、1月から3月の月平均件数が50件となっておりますので、着実に紹介件数は増加していると伺っております。

○川上委員

この更新前の単価と更新後の単価は変わらないんですか。

○企業管理課長

現状としては変更はないと聞いております。

○川上委員

それから視察の折に、遺体についてもCTをかけるというか、依頼があってかけるんですよと言われてましたけど、目的、依頼者などについて特徴がありますか。

○企業管理課長

遺体のCT使用をにつきましては、死因を究明するために行う検査になりますけれども、こちらについては、警察からの検死依頼等は、今、実績はございません。ご家族の了承を得て行うことがあるということを聞いております。

○川上委員

市立病院の場合、ほかでもそうかもしれませんが、入院して、あるいは緊急搬送で24時間以内にお亡くなりになった場合は、特にどうこうするというルールがあるんですか。

○企業管理課長

入院から死亡までの時間で判断するのではなく、死亡の原因が明らかでない患者さんに対して行っているということです。

○川上委員

やはり、市立病院に関わることなんですけど、せんだって視察に行った折に、宿舎を見せていただきました。あれについては、活用されていないと思われるところがあったんですけど、何か予定がありますか。

○企業管理課長

宿舎については、建物が老朽化をしておりますので、解体をできるだけ早く実施する必要が

あるかと考えております。有効かつ適切な利活用について、市立病院を含め、市の関係部署部局と協議を行ってまいりたいと考えております。

○川上委員

あの利活用されていない宿舎は指定管理者の管理下に置いてるんですかね。それとも、それを除く病院施設について、地域医療振興協会に任せておるということでしょうか。

○企業管理課長

現在使用していない宿舎につきましては市の管理であると考えております。

○川上委員

老朽化の程度にもよると思いますけれども、改修して使えるめどがあるものについては、病院の職員、スタッフに希望があるかどうかについて、意向調査をして、希望が非常に多いという場合、なおかつ、施設が補修・改修によって適切に利用できるという場合は、病院職員・スタッフに貸出しという考え方もあるのではないかというふうに私は思っています。

それから最後ですけれども、病院管理運営協議会、今後の活動予定をお聞かせください。

○企業管理課長

管理運営協議会につきましては、例年、８月と２月の年２回開催しております。令和８年度につきましても例年と同様の時期で開催を予定しております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○下水道課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和７年９月議会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました鯉田地区污水管渠布設（３工区）工事につきまして、現契約金額７１６３万６４００円から５５２万５３００円を増額いたしまして、変更契約金額７７１６万１７００円としたものでございます。

資料２枚目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、掘削の結果、赤色のハッチで示しております４箇所で、部分的に硬質地盤が確認され、機械、バックホウでの掘削が困難になったため、硬質地盤の破碎費を増工したことによる変更したものになります。また、その他精査による数量変更によるものです。

次に、令和７年９月議会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました目尾鯉田污水幹線管渠布設（１５工区）工事につきまして、現契約金額６２６５万６千円から４０７万８８００円を増額いたしまして、変更契約金額６６７３万４８００円としたものでございます。

資料２枚目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、掘削の結果、赤色のハッチで示しております３箇所で、部分的に硬質地盤が確認され、機械、バックホウでの掘削が困難になったため、硬質地盤の破碎費を増工したことによる変更したものになります。また、その他精査による数量変更によるものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

３工区のほうをなんですけど、変更増額が５５２万５３００円となっていますね。主な変更理由が書いてあるんですけど、ちょっと言葉足らずで、意味が分からないんですね。現地掘削

の結果、部分的に硬質地盤が確認され、バックホウでの掘削が困難になったためというところはずっと読めるわけですね。そのあとが、硬質地盤の破碎費を増嵩したことによる変更となっているんですよ。その他というのがあるのも、これはよく分かりませんが、その硬質地盤の破碎費を増嵩というのはどういう意味ですか。

○下水道課長

破碎費とは、通常の機械のバックホウの掘削ができなくなったため、油圧ブレーカーと人力併用で硬質地盤の破碎に要した費用を計上しております。

○川上委員

それも分かりません。意味がちょっと分からないのでちょっと教えてください。

○下水道課長

通常のバックホウのバケットで普通は掘削できるんですけども、そのバックホウでのバケットでは掘削できなかったため、そのバケットの代りに、先端に油圧ブレーカー、大きな削岩機、爪のような物、アタッチメントを装着いたしまして、固い地盤を砕きながら、掘削したのになります。

○川上委員

2つ聞きたいんですけど、それは当初設計の段階で入れていたわけじゃないんですか、設計金額。

○下水道課長

当初の設計では、普通地盤で設計していましたので、その費用は見込んでいませんでした。

○川上委員

しかし、応札するときに、こういうことが起こり得るということを含んで応札するわけじゃないんですか。

○下水道課長

硬質地盤の場所は把握しておりませんでしたけども、実際、この鯉田地区の3工区におきましては、現地で3か所の試掘、試し掘りをやっております、そのときには硬質地盤は確認されなかった状況になります。

○川上委員

硬質地盤というのはどれぐらいのものなんですか。どういうものですか、硬質地盤というのは。

○下水道課長

岩盤または砂礫、ちょっと小さな礫を含んだ岩盤相当の地盤ということになります。

○川上委員

それは、地下どれぐらいの所にあるんですか。そもそも物すごく深い所を掘るわけじゃないわけでしょ。

○下水道課長

この3工区の工事の区間につきましては、厚みとしては1メートルから1.9メートルで硬質地盤が確認されております。

○川上委員

1メートルから1.9メートルぐらいの間に岩盤があったわけですか。気がつかなかったんですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:40

再 開 15:41

委員会を再開いたします。

○川上委員

地域住民が知っているようなくらいの岩盤が浅い所にあるというのに、それを市は知らないで、通常発注をしたというのはちょっと気になるわけですね。

それで、破碎費が５５２万５３００円というのはどういう計算ですか。

○下水道課長

岩盤の部分が破碎費が１６５立方メートル出まして、その分の単価を掛けまして、算出しております。

その他、数量の変更といたしましては、舗装費の分、取付けの分が影響が出ましたので、５１平米増えましたので、舗装費と破碎費を合わせて５５２万４９００円増となっております。

○川上委員

何が幾ら、何が幾ら、合計で５５２万５３００円ですよと。うち消費税もあるんでしょうけど。そういうのを今言えますか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １５：４３

再 開 １５：４３

委員会を再開いたします。

○下水道課長

岩盤とか硬質地盤の増嵩分が５２８万円、舗装工の増嵩が２４万５３００円になります。

○川上委員

５２８万円がなぜ５２８万円になるのかが分からないわけですよ。舗装のほうはこれぐらいかなと思ったりしますけど。

先を付け替えただけなのか、何か違うのを持って来ててやったのか、持って来るのにそれぐらいかかるということなのか、何か分からないわけですよ。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １５：４４

再 開 １５：４５

委員会を再開いたします。

○下水道課長

岩盤掘削の部分が、数量が１６５立方メートルで消費税込みの単価としまして、請負区分としまして、３万２千円となっております。

○川上委員

何と何をかけたら５２８万円になるんですか。

○下水道課長

１６５立方メートルをかけて３万２千円になります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○上水道課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」５ページ目をお願いいたします。令和８年３月９日の経済建設委員会におきまして、工事請負変更契約のご報告をさせていただいておりました上三緒地

区配水管布設替工事につきまして、原契約金額５８５８万８２００円から７９３万２１００円を増額しまして、変更契約金額６６５２万３００円としたものでございます。

資料６ページ枚目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、掘削の結果、上層路盤下に鉋滓が敷設されていたことから、その範囲及び厚さを調査した結果、紫色の円で示しております県道施工区間において、平均厚さ約４０センチメートルであることが確認されたため、ボーリング調査工及び舗装版切断工を増工、その他精査による数量変更の結果、増額変更を行ったものでございます。

次に、資料３ページ目をお願いいたします。令和７年６月２３日に工事請負契約締結のご報告を議会に提出させていただいております津原導水管布設替（３工区）工事につきまして、原契約工期令和７年６月１２日から令和８年３月３１日までを、変更契約工期令和８年６月３０日までとしたものでございます。

資料４ページ目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、現地試掘の結果、水位が高く、軟弱地盤であったことから、当初予定していたオープンカット工法を土留工へ変更する必要性が生じたことにより、工法検討、材料手配及び施工に期間を要することから工期の変更を行うものです。

次に、資料１ページ目をお願いいたします。令和７年９月２２日の本会議におきまして、工事請負変更契約のご報告をさせていただいております津原導水管布設替（１工区）工事につきまして、原契約金額２億６２３９万５９８０円から１５９４万３６２０円を増額しまして、変更契約金額２億７８３３万９６００円としたものでございます。

資料２ページ目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、久保白ダム堤体下に位置する不断水材料設置箇所の掘削の結果、水位が高く、軟弱地盤であったため、土留工及び薬液注入工について止水性の高い方式への変更、右上の拡大図に青のハッチで示しております既設管保護コンクリート下の掘削深増により掘削範囲が広がったことに伴う土留工及び薬液注入工の範囲・深さの増、施工に必要なクレーン車の変更による進入路拡幅等により増額を行うものでございます。右上の拡大図におきましては当初設計における土留工を緑、変更設計における土留工を赤で示しており、平面図左下には赤のハッチで進入路拡幅範囲を示しております。

また、土留工及び薬液注入工の方式検討に期間を要したことから工期内に不断水材料及び配管等の設置ができなかったため、材料費を除く設置費用及び土工等を減額するものでございます。

これらの差し引き、その他精査による数量変更の結果、増額変更を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

３工区の有限会社千歳工業が担当した工事はどういう工事なんですか、これは。

○上水道課長

津原導水管の布設替工事につきまして、３工区工事につきましては、久保白堤体側から更新を続ける工事の中で、終点であります津原導水ポンプ場の既設管に接続する工事となります。既設管が６００ミリメートル管が入っております、そこから５００ミリメートル管を取り出す工事になります。

○川上委員

主な変更理由のところのことを時系列的におっしゃっていただけますか。

○上水道課長

令和７年８月１８日に試掘をした結果、既設管の確認まではできましたが、水位が高く、本

工事に必要な深さまでは掘削ができなかったため、土留工をする予定と、ここでした。もともとはオープンカット工法で、矢板を使わない、普通にバックホウという機械で掘削する方法を採用しておりました。

○川上委員

その変更はいつ決定したんですか。8月18日に試掘したんでしょ。変更はいつ決めたんですか。

○上水道課長

8月に試掘して、一度、鋼矢板で打ち込みをしようとしていたんですが、令和8年2月18日に鋼矢板打ち込みを行ったところ、地下8メートルまで打ち込む必要があるんですけど、5メートルまでしか打ち込みができなかったの、そこで地質調査をすることにいたしまして、8年2月25日に地質調査を行っております。その結果をもちまして、最終的な土留工の方式を決定しまして、工期変更することにしております。

○川上委員

8月18日に試掘をしました。年が変わって2月18日と言われましたか。矢板を打ち込むとしたけど、8メートル入らないといけないのに5メートルしか入らなかったと。それで、地質調査をした。その次、8月25日とか聞こえたんですけど、聞き間違いですよね。2月18日にそういうことだったんで、地質調査をその後しましたと。その地質調査はいつしたんですか。

○上水道課長

地質調査の実施日が令和8年2月25日でございます。

○川上委員

もう一度詳しく時系列を言ってください。

○上水道課長

もう一度、すいません、時系列を説明させていただきます。令和7年8月18日に試掘をしまして、そこで水位が高く、掘削ができなかったため、一旦、鋼矢板打ち込みで土留工をする予定としておりました。令和8年2月18日に、実際に鋼矢板打ち込みを行ってみたところ、5メートルまでしか入らなかったもので、ここで地質調査をすることにしまして、令和8年2月25日に地質調査を行いました。その結果をもちまして最終的な土留め工の工法を選定したものでございます。

○川上委員

2月18日に5メートルしか入りませんでした。地質調査した2月25日——。（発言する者あり）

分かりました。それで、8メートルが5メートルしか入らなかったのは、何の理由なんですか。

○上水道課長

地下5メートルの所から下が固い地盤が出てきましたので、通常の打ち込みでは入らなかったということでございます。

○川上委員

これはオープンカットを土留工へ変更する必要が生じたことにより、固い岩盤が出てきた話は書いていない。固い岩盤が出たら、工事費は増嵩するんじゃないんですか。工事費変更はないでしょう。どうしてですか。

○上水道課長

ちょっと予想と違う地盤であったために、土留工に変更するので、再検討の時間が要ということで、材料手配も要りますので、工期を今回変更させていただいていますが、まだ増額変更まではちょっと精査できてない状況で、今後、変更が出てくるということです。

○川上委員

これは増額含みの工期延長ということなんですね。どれぐらい増額になるんですか。

○上水道課長

ただいま金額につきましては精査中ですので、まだ明確なところが分からない状況でございます。

○川上委員

おかしくないですか。これは工事が終わってから変更するんですか。出来高で変更するわけですか。

○上水道課長

ある程度、数量とかがはっきりした段階で変更契約をすることとしております。

○川上委員

鉦澤が出たというのは、どうやって確認したんですか、市は。

○上水道課長

地質調査の結果でございます。

○川上委員

それはあるわけですか。手元に。

○上水道課長

すいません、今ちょっと手元にはありませんが、企業局にはあります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、報告させていただきます。

工事請負契約報告書を御覧ください。津原導水管布設替（1工区）その2工事については、津原導水管布設替（1工区）工事の継続工事であり、施工上分離することができない不可分な工事であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び第6号に基づき随意契約を行っております。

見積の執行状況・結果につきましては、令和8年3月23日に見積を執行し、1億2870万円で瓜生・大貴建設工事共同企業体に決定しております。なお、本工事は随意契約であることから、予定価格については非公表、最低制限価格について設定はございません。

また、資料2ページに見積結果を、資料3ページに位置図及び工事概要をそれぞれお示しいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この工事の図面を見ているんですけど、どういう工事か、説明してください。

○企業管理課長

本工事につきましては、先ほどご報告させていただきました津原導水管布設替（1工区）工事が最終的に設置まで完了しなかったもので、継続工事というような内容になります。

○川上委員

この工事の内容的なことは。

○上水道課長

内容につきましては、不断水材料及び配水管の設置及び土工等になります。

○川上委員

これは随契理由がどういうことでしたか。その1工事を取っているの、その2も任せますということだったんですか。

○上水道課長

本工事は、津原導水管布設替（1工区）工事の継続工事であり、前工事と施工上、分離できない不可分の工事であることから、他者を選定した場合、施工上、安全管理上のリスクを招くおそれがございます。さらに、施工後に不具合が発生した場合、前工事との責任の所在が不明確となるため、同一の業者が一貫して施工することが瑕疵担保責任上不可欠であることから、随意契約を行ったものでございます。

○川上委員

これを分けて発注したのは、なぜですか。

○企業管理課長

1工区工事につきましては、令和6年度の補助事業として計画し、令和6年度生活基盤施設耐震化等交付金の要望をしておりましたところ、令和5年からの国の繰越し予算を財源とする交付金の内示が令和6年4月1日になされており、内示を受けた時点で、国が1度繰越しを行っております。6年度に契約を行いまして、工期についての変更が必要となりましたので、7年度へ繰越しが必要となり、国は2度目を事故繰越しで予算の繰越しを行っております。本来であれば、変更契約を行う工事でしたが、財政法上、事故繰越しは一度が原則となっており、国が8年度への再度の繰越しを行うことができなかったため、別工事として随意契約を行っております。

○川上委員

そうすると、その1工事を取った業者が、落札した業者が、その2工事を自動的に、自動的にというか、随意契約で仕事を取れるということが、当初から決まっていたわけではないわけですと聞こえたけど。国の交付金の関係でそういうふうに切ったというふうに、その1工事を取るときに、その2も取れるよねと思っていたわけではないわけですか。

○企業管理課長

先ほども申しましたように、本来であれば変更契約を行うところでしたが、国の補助金の関係もございまして、一度終わらせて、随意契約という形で契約を行っております。

○川上委員

そうすると、国と市の行為によって、1億2870万円の仕事が随意契約でこの共同企業体に行ったということなんですかね。

○企業局次長

今の企業管理課長のほうの説明で、いわゆる1工区の分の継続工事というような説明をしております。継続工事の分で、当初は1工区全体の部分の施工と考えておりましたが、先ほどの国の補助金の関係もあり、一旦、工事の――、先ほど、変更契約の掘ったときの部分の工事の説明がありましたが、その続きとして、一旦、工事を終わらせて、増嵩ではなく、終わらせた後、随意契約にはなっておりますが、考え方として、増嵩分の1億2800万円というふうな考えで行っております。

○川上委員

それは正当なんですか、この発注の仕方というのは。

○企業管理課長

基本的には、3割を超える変更契約については別発注ということになっておりますが、設計変更のガイドライン、九州地方整備局が発行しておりますガイドラインにおいて、請負代金の変更について、変更の見込み金額が請負金額の30%を超える場合においても、分離発注が著

しく困難で、一体施工の必要があるものについては、適切に設計図書変更及びこれに伴い必要となる請負代金、または工期の変更を行うこととなっておりますので、変更契約は可能であったと考えております。この工事につきましては、本来、変更をする工事であったと考えております。

○川上委員

適正な部分が含まれるという答弁ですか。

○企業管理課長

そのとおりです。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の策定について」、ご報告いたします。

まず、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画概要版」の資料を御覧ください。これは計画本編のうち、2ページから10ページまでを概要としてまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

「Ⅰ. 実施計画とは」において、計画の目的、対象範囲、期間を記載しています。本計画は、昨年12月に策定いたしました「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針」、これは総務省が各自治体での策定を要請しております「公共施設等総合管理計画」としても位置付けるものですが、この基本方針では、人口減少や財政状況の変化を見据え、公共施設の総量や配置の適正化、施設に係るコストの最適化、適正な受益者負担の実現などを目標として掲げており、この基本方針に沿いまして、インフラを除くすべての公共施設について、施設ごとの個別方針を定めるものとして、計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

次に、「Ⅱ. 施設の概要と課題」についてです。まず、「建物の劣化診断結果」につきましては、今回、93施設を対象に診断を実施し、AからDの4段階で評価を行っておりますが、前回、令和2年度の調査時から築年数が経過した施設が多く、全体としては評価が下がっています。「施設カルテ」につきましては、施設ごとに、延床面積、劣化状況、稼働率、耐震状況などの基礎情報を整理したものを「施設カルテ」として取りまとめ、分析を行うことにより、公共施設の最適化を進めてまいります。

「実施計画における課題」につきましては、人口規模や財政規模に応じた公共施設の適正化、施設に関するコストの最適化、適正な受益者負担の実現の3つを掲げております。

これらの課題を踏まえ、ページ右側の「Ⅲ. 第4次実施計画」に最適化に向けた全体方針として6つ、「総量の最適化」、「配置の最適化」、「運営主体の最適化」、「運営方法の最適化」、「空きスペースの有効活用」、「跡施設・跡地の有効利活用」を示しています。

また、「長寿命化方針」として、長寿命化が適合すると判断した建物の目標使用年数を設定し、効率的な施設整備やメンテナンス費用の削減により、コスト縮減を図っていくこととしますが、総量の最適化や跡地の利活用も考慮しながら進める必要がございます。

最後に、「計画の達成の進捗管理」として、施設カルテは毎年更新することで進捗状況を把握し、進捗管理については、定期的に内外部での評価を実施していくこととしております。

次に、10年間で4万5千平方メートルとしております縮減目標について、前回の基本方針及び実施計画との関係も含めてご説明いたします。「公共施設等のあり方に関する基本方針及

び実施計画における公共建築物の縮減目標」の資料を御覧ください。

まず、平成28年1月に策定いたしました「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」では、「縮減目標の設定根拠」に記載しておりますように、将来維持更新費と確保可能な財源を試算し、今後30年間で不足する費用を算定いたしまして、これを公共建築物の建替・改修平均単価で割り、今後の30年間で延床面積約70万平方メートルを約13万5千平方メートル、率にして約19.3%縮減し、約56万5千平方メートルとする目標を掲げ、この計画期間のうちの最初の10年間で、約4万5千平方メートルの延床面積を縮減する目標を設定しております。

しかしながら、資料の左側下段にございますとおり、平成29年7月に策定しました「第3次実施計画」における令和6年度までの実績は、公共施設等（一般）で1万3千196平方メートル、市営住宅で5千686平方メートル、合計で1万8千882平方メートルの縮減にとどまっており、全体目標4万5千平方メートルに対して大きく遅れを取る結果となっております。

この遅れを真摯に受け止めつつ、次期計画となります右側上段、令和7年12月策定の「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針」では、第2次基本方針における縮減目標の考え方を引き継ぎ、現時点のデータを反映しまして、今後20年間で不足する費用を再計算いたしました結果、前回同様の「約4万5千平方メートル」の延床面積を縮減する目標を設定しております。

前回の目標を達成していないのに同じ目標でよいのかと思われるかもしれませんが、縮減目標の設定根拠の①にお示ししておりますように、10年前と比較して人口が減少していく速度が緩やかになっていること及び長寿命化対策を実施した場合での試算を行っていることが今回縮減目標に至った要因となっております。ただし、建替・改修単価の高騰により、本市の財政負担の危機感が高まっており、今回の目標につきましては必ず達成するよう取り組んでいく必要があります。

このことからその下段、今回報告しております「第4次実施計画」では、各個別施設の最適化方針における廃止、休止、一部削減等を積み上げまして、全体の削減目標を4万4千794平方メートルとしております。

前回計画で最大の課題となりました市営住宅につきましては、飯塚市公営住宅等長寿命化計画と整合性を図りながら、全体目標の約6割を占める2万8千336平方メートルの削減目標を掲げております。

表の右側に削減目標の対象施設名と最適化方針をお示ししておりますが、この中には前回計画に上げていたものの、実施に至らず、改めて計上しているものも含まれております。なお、このうち平恒保育所は条例上、既に廃止となっているため、施設カルテはありませんが、用途廃止の手続が完了していないことから、目標数値のみ計上しております。

次に、飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画の本編の説明に移らせていただきます。

本編資料の11ページを御覧ください。施設カルテの項目について説明いたします。「①建物の概要」では、基本的な情報に加え、人口推移の見通しを記載しています。また、防災拠点などの情報やバリアフリーの適合状況を記載しております。「②運営の状況」では、運営方式、年間利用者数や開館日数などの運営の状況を「③令和6年度の収入支出の状況」では、利用料収入や人件費、需用費や委託料などの支出を記載しております。「④増改築等の状況」では、過去の増改築等の情報を、「⑤脱炭素等の状況」では、各施設の年間の炭素排出量を記載しています。

これらのデータを基に12ページの「2. 評価の概要」におきまして、「①主要評価」「②財務評価」「③利用評価」を算出しております。「①主要評価」では、施設の立地や品質に関

する評価項目を、「②財務評価」では、総支出に対するコストや受益者負担率など施設の財務に関する指標を記載しており、劣化診断結果を除き、同じ分類施設における各項目の平均値と比較して、「平均以上」または「懸念なし」をA、「平均以下」または「懸念あり」をBという形で評価しております。「③利用評価」では、利用者数や稼働率などの施設の利用実績を示すとともに、重要度及び満足度の欄につきましては、第3次基本方針策定の過程で実施しました市民アンケートにおける同じ分類施設の中での評価を記載しております。

次に、下段の「3. 最適化方針」では、まずこれまでの実施計画における最適化方針・進捗を記載し、その下に今回計画における施設の最適化、運営の最適化、廃止後の最適化の方針について記載しております。

次に、13ページを御覧ください。削減面積の合計は先ほどの資料で説明しましたとおり、4万4千794平方メートルでございます。

14ページから16ページにかけては施設カルテの目次となっており、17ページ以降には施設別のカルテを掲載しております。

経済建設委員会所管の施設カルテは全28件ございまして、このうち、主なものについてご説明します。

27ページ、整理番号6の飯塚駅前自転車駐車場について、JR飯塚駅の駅舎建て替えに伴い、移転・拡充することとしております。

203ページ、整理番号94の庄内農産物加工所について、存廃の方針を廃止とし、無償譲渡を検討することとしております。

205ページ、整理番号95の新産業創出支援センターについて、存廃の方針を廃止とし、移譲または貸与することとして、延床面積を100%削減することとしております。

211ページ、整理番号98の共同作業所及び213ページ、整理番号99の農機具保管庫について、廃止や移譲を検討し、一部削減することとしております。

297ページ、整理番号141の市営住宅について、別途計画による最適化を行い、延床面積を削減することとしております。

301ページ、整理番号143の都市公園、開発公園、その他の遊園及び303ページ、整理番号144の児童遊園について、低利用の遊園の削減を検討することとしております。

319ページ、整理番号152の内野地区農業集落排水処理施設について、存廃の方針を廃止とし、更新時に延床面積を100%削減することとしています。

327ページ、整理番号156の健康の森公園温室について、存廃の方針を廃止とし、延床面積を100%削減することとしております。

以上、簡単ですが、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画」の策定についての報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、本報告事項の具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

せっかく委員長からの所管のということでしたけど、この際ですからちょっと聞かせてもらいたいんですけど、全体として床面積をかなり縮小していきますよと、飯塚市の面積が小さくなるわけじゃないですよ。福祉の拠点の施設が配置されているものが、更新なら分かるけれども、廃止してしまうという点でいえばですね、福祉施策を支えている施設がなくなっているだけと、地域からなくなっていくだけというのでは、それはどうかと思うんですよ。それを国が交付金あるいは補助金の更新する場合の条件にするというような、国の施策で来るのであれば、それは大変困ると言わなきゃならないと思うんですけど。

そういう中であって、この間、新人権啓発センターを造るというのを市長と部落解放同盟の委員長の間で覚書をつくっていますよね。これについては、どこに入っていくんですか、この中の。

○副委員長

所管から外れますけれど、総合的な考え方ということで捉えて、お答えいただけますか。

○財産活用課長

計画の本編のほうを御覧ください。施設カルテの３２９ページに立岩人権啓発センター、次のページに穂波人権啓発センター、その次に筑穂人権啓発センターというふうな形で、整理番号１５７から１５９のところに人権啓発センターには記載をしております。これにつきましては、３施設を一つに統合移転するというような方針を出しております。

○川上委員

何ページと言われましたか。

○財産活用課長

本編の３２９ページ。

○川上委員

立岩が３２９ページでしょう。そして、３３１ページが穂波でしょう。次が筑穂でしょう。新人権啓発センターというのは。

○財産活用課長

施設カルテは、現在、存在している施設について記載をしています。その中の右下、最適化方針の中で「統合移転」という形で記載をしております。

○副委員長

川上委員、所管から外れますので、締めの問題にしてください。

○川上委員

新人権啓発センターと書いていると、文言がどこにあるのか、教えてもらっていいですか。

○財産活用課長

立岩人権センターのほうで説明させていただきます。３３３ページの下段のほうに最適化方針という形で記載をしておりますが、この中に存廃の方針、総量最適化という形で、配置をされていくという形で記載をしております。この中の総量最適化で統合ということにしております。配置の最適化は移転ということでは記載をしている形になります。（発言する者あり）そういった形の表現はこの中には記載はしておりません。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １６：２６

再 開 １６：２７

委員会を再開いたします。

○川上委員

３センターを廃止して、既存の３施設の機能を集約し、新たな人権啓発センターを建設すると。今までもう造らないと言っていたのを造ろうと。市長と部落解放同盟委員長の覚書に基づいたものが初めて市の基本方針の中に入り込んだということになるんですか。

○財産活用課長

これに関しましては、まず、第３次実施計画の時点ではそのような表現ありませんでしたが、その後、庁内の会議にかけて、この最適化方針に書いています、これまでの最適化方針進捗というところで、既存の３施設の機能を集約し、新たな人権啓発センターを建設するというような形で、方針が決定をしております。それを受けて、今回、第４次実施計画ではそれを計画の中で、総量の最適化を統合、配置の最適化を移転という形で記載をしたものでござい

ます。

○副委員長

川上議員、お願いでございます。所管でないんで別の機会に質問をしていただければ助かります。

ほかに質疑はないですか。

(な し)

副委員長のほうからお願いが一つありますが、所管の関係なんですけれど、前回もそうでしたけど、今回は公共施設の在り方の見直しは、公営住宅が大多数、大きな面積を占めるわけです。それで、前回のことは問いませんが、今回は506戸掛ける56平米で目標数が出ております。ただ、506戸、これは別途計画から来ているというのは承知しておりますが、別途計画の公営住宅は至る所に点在してるわけなんですけれど、その506戸はどこ地区のどの団地を何戸を低減するかということをきちんと目標を立ててやらないと、実現が不可能だと思いますので、その点を十分考慮して、考えがまとまったら委員会のほうに示していただければ、皆さんもご理解できるんじゃないかと思います。その際には、別途計画というものをきちっと示して、住宅団地も示して、戸数も示していただける資料を出していただくことをお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。